

第12回 只見ユネスコエコパーク推進協議会

日時 令和3年3月26日（金）

午後3時～午後4時半

場所 只見振興センター

次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 報告事項

- (1) 令和2年度日本ユネスコエコパークネットワーク活動について（事務局） 【資料1, 2】
- (2) 令和2年度 協議会構成員によるユネスコエコパークへの取り組み（各構成員） 【資料3】
- (3) 滝調整池堆砂処理計画の確実な実施に伴う土砂置場の設置について（電源開発株式会社） 【資料4】
- (4) 令和2年度 只見BRロゴマークの申請・承認状況について（事務局） 【資料5】
- (5) その他

4. 協議事項

- (1) 国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う対策について（事務局） 【資料6, 7】
- (2) ①魚族在来魚保護と生態系保全の為のカワウの調査、駆除、追払い
②魚族（在来魚）保護と生態系保全の為の外来魚（ブラックバス）駆除（伊北漁協） 【資料8】
- (3) 只見ユネスコエコパーク支援委員会委員の再任について（事務局） 【資料9】
- (4) その他

5. その他

6. 閉会

----- < 資 料 > -----

- ・ 只見ユネスコエコパーク推進協議会会則
- ・ 只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 資料1 令和2年度総会書面表決の結果について
- ・ 資料2 JBRN 普及啓発資材（ポスター、パネル、エコバック）
- ・ 資料3 令和令和2年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会 構成員によるユネスコエコパークへの取り組みについて
- ・ 資料4 報告事項について（電源開発株式会社）
- ・ 資料5 令和2年度只見ユネスコエコパークロゴマーク申請・承認状況について
- ・ 資料6 国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策
- ・ 資料7 第12回只見ユネスコエコパーク支援委員会会議の討議結果
- ・ 資料8 協議事項について（伊北漁協）
- ・ 資料9 只見ユネスコエコパーク支援委員会委員 再任候補者名簿

只見ユネスコエコパーク推進協議会会則

(名称)

第一条 本会は「只見ユネスコエコパーク推進協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第二条 協議会は、只見ユネスコエコパーク（ユネスコMA B計画の生物圏保存地域）の目的である自然環境と人間社会の共生を実現するために関係機関、団体の連絡・調整、課題解決を目的とする。

(構成、組織)

第三条 協議会は前条に定める目的に賛同する只見ユネスコエコパークに関係する別表1に定める関係機関、団体（以下「構成員」という）により構成される自主的組織である。

(事業)

第四条 協議会は第二条に定める目的を達成するために、次の事業に関する連絡・調整、課題解決のための議論を行う。

- (1) 只見ユネスコエコパーク域内の自然環境、生物多様性の保護・保全に関すること。
- (2) 只見ユネスコエコパーク域内の自然環境や資源を持続可能な形で利活用した地域の社会経済的な発展に関すること。
- (3) 前1号、2号のための学術調査研究、人材育成に関すること。
- (4) 只見ユネスコエコパークの情報発信に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(会長、副会長)

第五条 協議会には、会長を置くこととし、構成員の互選によるものとする。

- 2 会長は、協議会の運営と進行を総括する。
- 3 会長は、副会長を構成員の中から指名する。
- 4 会長に事故等があった場合には、副会長がその職務を代行する。
- 5 会長、副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(協議会)

第六条 協議会は、会長が招集し、開催するものとする。

- 2 協議会は、構成員が平等の立場で話し合う円卓方式とする。
- 3 協議会の只見ユネスコエコパークの管理・運営に関する決定は、原則、協議会構成員全員の合意によるものとする。
- 4 協議会の入会、脱会には、協議会の承認を必要とする。
- 5 協議会は、原則、公開とする。ただし、必要があるときは、非公開とすることができる。

(只見ユネスコエコパーク支援委員会)

第七条 協議会は、只見ユネスコエコパークの管理・運営に関し、助言や提言を受ける学識経験者などの委員から構成される只見ユネスコエコパーク支援委員会（以下「支援委員会」という）を設けることができる。

- 2 支援委員会の委員は、協議会が選任するものとする。
- 3 支援委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によるものとする。
- 4 支援委員会は、検討すべき課題に関し、複数の部会を設けることができる。
- 5 協議会は、支援委員会の助言や提言を尊重するように努める。
- 6 協議会の構成員は個別に実施する只見ユネスコエコパークに関連する事業に関して、支援委員会に支援を求めることができる。

(事務局)

第八条 推進協議会は只見町が主管し、その庶務を処理するため、事務局を只見町の担当課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第九条 推進協議会の運営に必要な経費は、只見町が負担する。

(補則)

第十条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年7月10日から施行する。

別表1 協議会の構成員

只見町

只見町教育委員会

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署

福島県南会津地方振興局

福島県南会津農林事務所

福島県南会津建設事務所

環境省東北地方環境事務所

檜枝岐村

電源開発株式会社東日本支店

株式会社東邦銀行只見支店

只見町商工会

JA会津よつば 只見支店

只見町森林組合

一般社団法人只見町観光まちづくり協会

伊北地区非出資漁業協同組合

南会津西部非出資漁業協同組合

只見地区区長連絡会

朝日地区区長連絡会

明和地区区長連絡協議会

只見地区婦人会

朝日地区婦人会

明和地区婦人会

日本MAB計画支援委員会

公益財団法人 日本自然保護協会

第12回 只見ユネスコエコパーク推進協議会 構成員 出席者名簿

No.	役職	所属	役職等	出席者 (敬称略)	備考
1	会長	只見町	町長	渡部 勇夫	出席
2		只見町教育委員会	次長	馬場 一義	出席
3		関東森林管理局 会津森林管理署 南会津支署	支署長 主席森林官	黒木 尚 栗城 武実	出席
4	副会長	福島県南会津地方振興局	局長	金子 市夫	欠席
5		福島県南会津農林事務所	企画部長	半沢 伸治	出席
6		福島県南会津建設事務所	道路課 主任主査 企画調整課 主査	村上 弘 高橋 俊幸	出席
7		東北地方環境事務所	自然保護官	高橋 優人	欠席
8		檜枝岐村	村長	星 明彦	欠席
9		株式会社東邦銀行只見支店	支店長	三瓶 陽一	出席
10		電源開発株式会社東日本支店	所長	峯 敏雄	出席
11		一般社団法人 只見町観光まちづくり協会	事務次長	角田 誠	出席
12		只見町商工会	会長	目黒 長一郎	欠席
13		JA会津よつば 只見支店	支店長	河原田 加代	欠席
14		只見町森林組合	代表理事組合長	山内 清示	出席
15		伊北地区非出資漁業協同組合	組合長	目黒 芳雄	出席
16		南会津西部非出資漁業協同組合	理事	小沼 信孝	欠席
17	副会長	只見地区区長連絡会	会長	鈴木 厚	出席
18		朝日地区区長連絡会	副会長	酒井 昭博	出席
19		明和地区区長連絡協議会	会長	馬場 正一	欠席
20		只見地区婦人会	会長	新国 道子	欠席
21		朝日地区婦人会	会長	角田 咲枝	欠席
22		明和地区婦人会	会長	大竹 やい	欠席
23		日本MAB計画支援委員会	委員長	松田 裕之	出席
24		公益財団法人 日本自然保護協会		朱宮 文晴	出席

事務局:

事務局長(只見町役場地域創生課 課長) 星 一

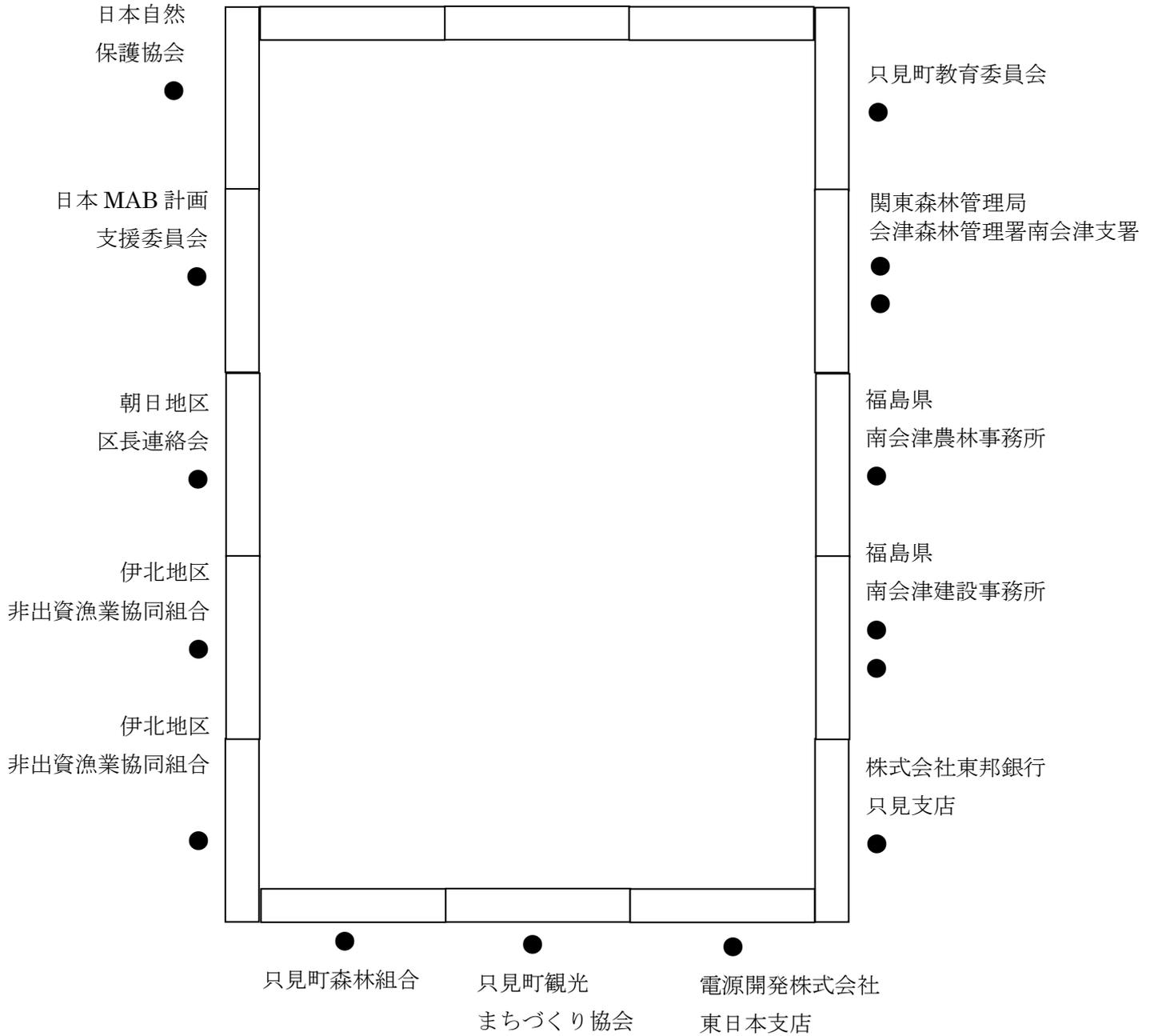
事務局員(只見ユネスコエコパーク推進専門監) 中岡 茂

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 主査) 中野 陽介

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 主事) 遠藤 菜緒子

第12回只見ユネスコエコパーク推進協議会 配席図

(会長) 只見町
 (副会長) 只見地区区長連絡会



事務局

- 遠藤
- 中野
- 只見 BR 推進専門監
中岡
- (只見町役場地域創生課長)
星 事務局長

令和2年8月24日

只見町長 菅家 三雄 様

日本ユネスコエコパークネットワーク
会長 山田 憲 昭



令和2年度総会書面表決の結果について

残暑の候、会員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

総会の書面決議について、書面表決書をご送付いただき誠にありがとうございました。つきましては、表決の結果について以下のとおりご報告させていただきますので、ご確認くださいませお願い申し上げます。

1 書面決議の結果について

(1) 書面決議となった議件

- ・ 議案第1号 令和元年度事業報告について
- ・ 議案第2号 令和元年度収入支出決算について
- ・ 議案第3号 令和2年度事業計画(案)について
- ・ 議案第4号 令和2年度収入支出予算(案)について

(2) 書面決議に参加した正会員数

9名

※議決権を行使することのできる正会員数 10名

(ただし、議長は賛否同数の場合のみ議決権を行使)

※規約第17条の定めにより協議会は成立。(過半数以上)

(3) 書面表決の結果

- ・ 議案第1号 賛成 9名、反対 0名
- ・ 議案第2号 賛成 9名、反対 0名
- ・ 議案第3号 賛成 9名、反対 0名
- ・ 議案第4号 賛成 9名、反対 0名

※規約第17条の定めにより、第1号～第4号議案は承認(過半数以上)

次頁に続く

(4) 決議があったとみなされた日
令和2年8月20日

以上

【お問い合わせ先】

日本ユネスコエコパークネットワーク事務局
白山ユネスコエコパーク協議会事務局
(白山市観光文化スポーツ部ジオパーク・エコパーク推進課内)
〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
E-mail: ecopark@city.hakusan.lg.jp
TEL:076-274-9564 FAX: 076-274-9546

別紙:書面表決書

(送付先)

日本ユネスコエコパークネットワーク事務局

白山ユネスコエコパーク協議会事務局

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

(白山市観光文化スポーツ部ジオパーク・エコパーク推進課内)

E-mail: ecopark@city.hakusan.lg.jp FAX: 076-274-9546

日本ユネスコエコパークネットワーク

会長 山田 憲昭 宛様

書面表決書

私は、令和2年8月20日提出期限の総会における下記議案について、以下のとおり書面をもって議決権を行使します。

令和2年 8月20日

所属 只見ユネスコエコパーク推進協議会

氏名 菅 家 三 雄



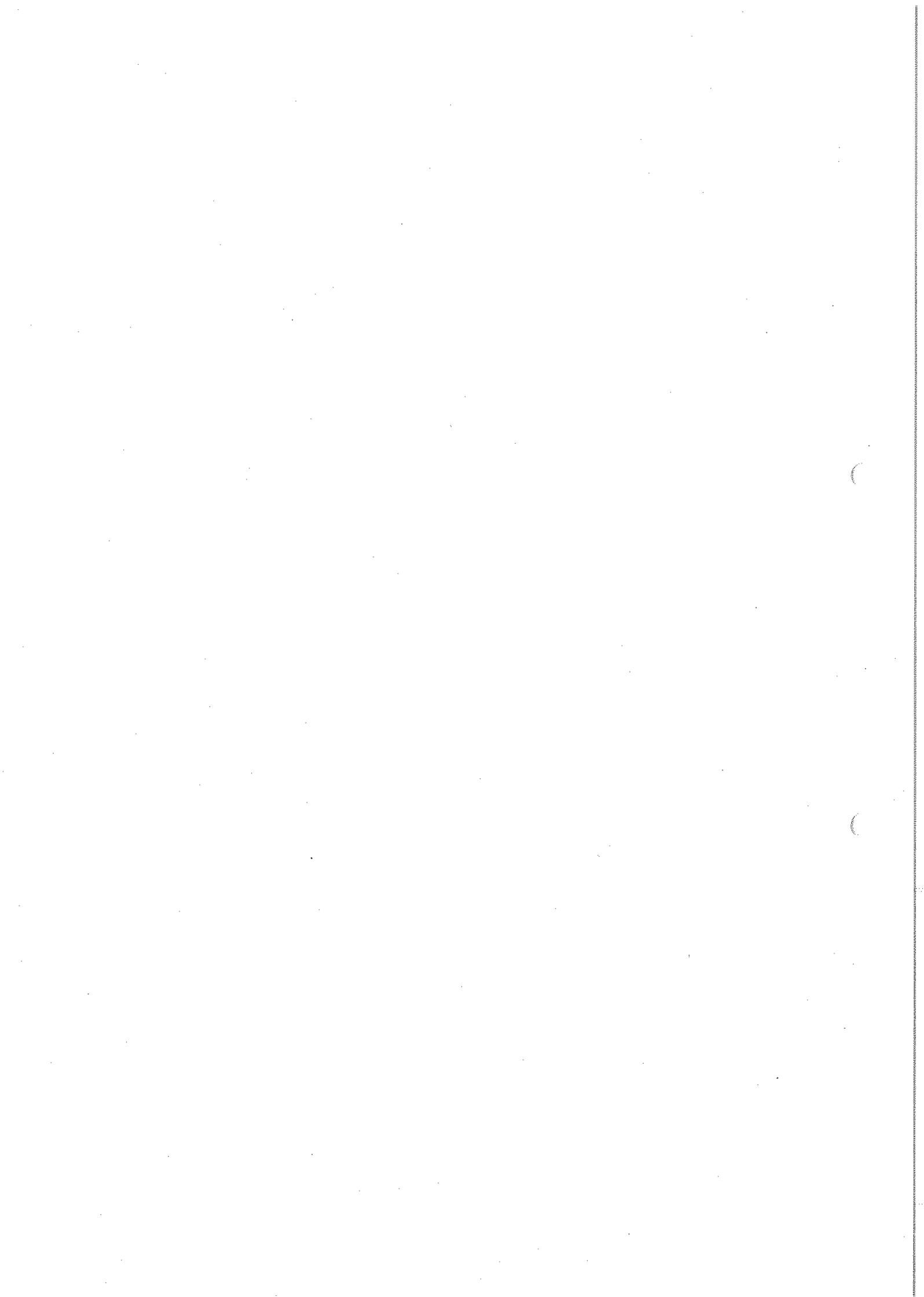
協議会提出議案

議案 番号	議 案	賛 否	備 考
(1)	令和元年度事業報告について	賛成・反対	
(2)	令和元年度収入支出決算について	賛成・反対	
(3)	令和2年度事業計画(案)について	賛成・反対	
(4)	令和2年度収入支出予算(案)について	賛成・反対	

議案第1号から4号まで総会議案とすることの可否について議決するもの。

(注) ① 明確に賛否を表明してください。

② 「賛成」、「反対」の両方に○印がある場合や両方に表示がない場合など、賛否が不明な場合は、その議案については「賛成」とみなします。





令和2年8月11日

只見町長 菅家 三雄 様

日本ユネスコエコパークネットワーク
会長 山田 憲昭



日本ユネスコエコパークネットワーク
令和2年度総会の開催について

猛暑の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、日本ユネスコエコパークネットワークの活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます

さて、令和2年度総会については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防止する観点から、書面表決にての開催とさせていただきます。

正会員各位におかれては期日までに表決いただきますようお願い申し上げます。

時節柄ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 議決方法

書面表決書(別紙)の提出

2 提出方法及び提出先

書面表決書は返信用封筒により郵送にてJBRN事務局(白山ユネスコエコパーク協議会事務局)までご提出ください。なお、提出期限に間に合わない場合は事前にメールまたはファクシミリにて書面表決書の写しを事務局までご送付ください。

3 提出期限

令和2年8月20日(木)午後5時まで

4 議決結果

書面提出期限後に議決結果を各正会員様へ郵送にてご報告いたします。

5 議件

総会提出議案

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 議案第1号 | 令和元年度事業報告について |
| (2) 議案第2号 | 令和元年度収入支出決算について |
| (3) 議案第3号 | 令和2年度事業計画(案)について |
| (4) 議案第4号 | 令和2年度収入支出予算(案)について |

6 その他

ご不明な点があれば、白山ユネスコエコパーク協議会事務局へご連絡をお願いします。

(裏面へ続く)

【お問い合わせ・書面送付先】

日本ユネスコエコパークネットワーク事務局

白山ユネスコエコパーク協議会事務局

(白山市観光文化スポーツ部ジオパーク・エコパーク推進課内)

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

E-mail: ecopark@city.hakusan.lg.jp

TEL:076-274-9564 FAX: 076-274-9546

日本ユネスコエコパークネットワーク 令和2年度総会報告事項及び議件の概要

日時：令和2年8月20日（木）
書面による総会

議 件

議案第1号 令和元年度事業報告

会議としては、7月24日に東京にて、JBRN大会、総会を開催した。令和2年1月31日に、みなかみBRにて運営ワーキンググループを開催した。6月23日に、オンラインによる運営ワーキンググループを開催した。

広報事業としては、8月、こども霞が関見学デーにブース出展した。11月にユネスコスクール全国大会において、ポスター展示等を行った。また、連携協定を締結しているイオン環境財団と、各BRがユネスコエコパークフェア等連携事業7件を実施した。

また、国外関連では、9月に、2019MAB ユースフォーラムに1名が参加した。

議案第2号 令和元年度決算について

- ・収入合計 2,003,618 円、支出合計 484,245 円、次年度繰越金 1,519,373 円
- ・収入としては、前年度繰越金 953,606 円、会員会費 1,050,000 円、預金利子 12 円を雑入に計上した。
- ・支出としては、年度当初の事業は概ね予定どおり実施したが、講演会等未開催による報償費の未執行、エコプロ 2019 未出展、こども霞が関見学デー出席者減による旅費の減、JBRN大会延期によるチラシ等広告費、会場使用料の未執行などにより、昨年度と比較し繰越金が多くなった。

議案第3号 令和2年度事業計画(案)

会議については、新型コロナウイルス感染症の影響から総会及び幹事会を書面決議により実施する。白山BRで予定していたJBRN大会は、来年度に改めて実施する方向で各BR間での調整を行っている。運営ワーキング等担当者間での会議については、ZOOMを利用したオンライン会議を行うなど、円滑な運営を行うことができるよう考えている。研修会については、昨年度みなかみBRで開催させていただき、BRの運営の課題などについて意見交換を行ういい機会になったという意見も多くいただいた。今年度も実施できる環境が整えばBRの現地での研修会を実施したいと考えている。

(次項に続く)

広報事業については、新規事業として普及啓発資材制作を行う。ポスター、パネル等を制作し、関連イベント等において活用する。

また、国内外のBRに関する情報収集と共有については、引き続き適宜実施する。

議案第4号 令和2年度予算(案)について

- ・収入支出ともに、2,570,000円を計上する。
- ・JBRN大会については、新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度の開催は中止とし、次年度（令和3年度）に改めて白山BRで開催する。その他のイベントや会議についても既に中止となったものがあるため、今年度はJBRNを普及、啓発するグッズの製作費900,000円を計上する。
- ・今後、周囲の状況を見ながら、東京・地方での会議・イベント等に出席するための旅費400,000円を計上する。

その他

次回、令和3年度の日本ユネスコエコパークネットワーク総会の開催地は、令和2年度の第1回幹事会において、白山ユネスコエコパーク周辺で開催することとした。

以上

日本ユネスコエコパークネットワーク 令和2年度総会次第

日 時：令和2年8月20日（木）
場 所：書面表決による総会

議 件

- | | |
|-------|--------------------|
| 議案第1号 | 令和元年度事業報告について |
| 議案第2号 | 令和元年度収入支出決算について |
| 議案第3号 | 令和2年度事業計画（案）について |
| 議案第4号 | 令和2年度収入支出予算（案）について |

その他

次回開催地 白山ユネスコエコパーク周辺

「日本ユネスコエコパークネットワーク (JBRN)」 趣意書

21世紀の自然界を取り巻く環境は、世界的な規模の気候変動、急速な人口構成の変化、産業再編とグローバルな企業間競争など、様々な要因から大きな変革の時代を迎えており、人類は新たな課題に向き合おうとしています。

特に、地方においては、新たな開発のほか、過疎化、若者や企業の大都市圏への流出、地域産業の衰退などの社会環境の変化により、これまで保たれてきた生態系にも大きな影響が懸念されています。

これらの課題を解決するため、ユネスコにおいて、生物多様性の保全と利用を通して地域社会の持続的な発展を目指す「Biosphere Reserve (日本における通称：ユネスコエコパーク)」が推進されています。ユネスコエコパークの取り組みは、各主体の連携を図り、自然や文化を保全・継承しつつ、地域社会を発展させていくものです。

日本でのユネスコエコパークにおいては、それぞれの登録地域が、地域資源を活かし、地域にあったやり方で持続可能な社会を自らの手で創り上げるとともに、登録地域間のネットワークを構築し、調査・研究の成果、事業の戦略、ノウハウ等を共有することで、魅力ある地域づくりの取り組みがより活性化することが期待されています。また同時に、世界のユネスコエコパークとの連携を深めることにより、地球規模の持続可能な社会づくりにもつながります。

このネットワークは、日本国内におけるユネスコエコパーク活動の地域間連携を促進し、一つの地域では対処できないような課題への対応、社会への働きかけなどを行い、ユネスコエコパークの理念に基づいた人間と生物圏とのより良い関係を築いていくことを旨とするものです。

(議案第1号)

令和元年度事業報告

1 会議等

令和元年

- 7月24日(水) ○JBRN大会・総会(東京都:3×3 Lab Future)
・事業報告について
・事業計画(案)及び予算(案)について

令和2年

- 1月31日(金) ○運営ワーキンググループ(群馬県:みなかみ町)
・JBRNの運営体制について
・JBRN大会について

- 研修会
・ユネスコエコパークにおける大規模開発について

- 報告会
・みなかみBRの取組について

- 2月1日(土) ○現地視察(群馬県:みなかみBR地内)

- みなかみ町環境学習発表会視察

- 6月23日(火) ○Web運営ワーキンググループ(ホスト:事務局、白山市)
・事業計画(案)及び予算(案)について
・JBRNプロモーションビデオ作成について
・各BRの「コロナ禍」対応や今後の課題について 等

2 広報事業

- こども霞が関見学デー(令和元年8月7日～8日)
 - ・文部科学省プログラムに係るJBRNブースの出展
 - ・ポスター展示及び森のかけらストラップ作り体験
- ユネスコスクール全国大会(令和元年11月30日)
 - ・ポスター展示及び各BR・JBRNの取組み紹介
- JBRNロゴマークの利用実績
 - ・利用件数 3件
- JBRNホームページの管理
 - ・ホームページの作成作業及び管理運営(甲武信BRの登録ほか)
- JBRNとイオン環境財団との連携事業
 - ・イオン環境財団と各BRの連携事業数 7件

3 国内外のBRに関する情報収集と共有

- 2019MABユースフォーラム(令和元年9月15～18日:中国・長白山BR)
生物多様性の保全が重点テーマ:祖母・傾・大崩BRから1名参加

(議案第2号)

令和元年度収入支出決算書

収入の部

(単位：円)

項 目	令和元年度予算	令和元年度決算	比 較	備 考
繰越金	953,606	953,606	0	
前年度繰越金	953,606	953,606	0	
会 費	1,050,000	1,050,000	0	会員会費
正会員	1,000,000	1,000,000	0	10 地域×100,000 円
研究会員	50,000	50,000	0	1 地域×50,000 円
雑 入	1,394	12	△ 1,382	
預金利息	1,394	12	△ 1,382	預金利息
計	2,005,000	2,003,618	△ 1,382	

支出の部

項 目	令和元年度予算	令和元年度決算	比 較	備 考
報償費	200,000	0	200,000	
講演会等	200,000	0	200,000	
旅費	850,000	270,572	579,428	
会議出席等	850,000	270,572	579,428	会議・イベント等旅費
需用費	360,000	116,020	243,980	
事務用消耗品	30,000	3,460	26,540	JBRN 大会事務用品等
印刷製本費	30,000	7,560	22,440	
広告宣伝費	300,000	105,000	195,000	こども霞が関(森のかげら)
役務費	26,000	20,701	5,299	
郵便料	21,000	20,701	299	
電話料	5,000	0	5,000	
委託料	9,000	8,800	200	
ホームページ	9,000	8,800	200	サーバ管理費
手数料	420,000	68,152	351,848	
使用料	20,000	7,392	12,608	振込手数料等
会議室使用料	400,000	60,760	339,240	JBRN 大会等会場使用料
予備費	140,000	0	140,000	
予備費	140,000	0	140,000	
計	2,005,000	484,245	1,520,755	

※会長専決による科目間の流用を認める

収入総額	2,003,618円
支出総額	484,245円
差 引	1,519,373円

監査報告書

令和元年度日本ユネスコエコパークネットワーク収入支出決算について、監査を実施したところ、関係書帳簿並びに証拠書類は適正に処理されていたことを確認しました。

令和 2 年 7 月 29 日

監 事 新田 学 

令和 2 年 8 月 7 日

監 事 杉浦 嘉雄 

(議案第3号)

令和2年度事業計画 (案)

1 会議等

(1) 総会の開催

- ・今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から書面にて開催。

(2) 幹事会の開催

- ・ワーキンググループで提案された計画等を整理し、総会に付議すべき事項について協議する幹事会を書面にて開催。

(3) 運営ワーキンググループの開催

- ・JBRNの運営に関する仕組みや専門的な分野に対し意見を交換し、まとまった意見を幹事会に提案するためのワーキンググループを開催。

(4) 研修会等の開催

- ・各BR等が抱える課題の共有、解決に向けた検討など、BRにおける情報の共有を図るため全体会及び分科会等の開催。
- ・ユネスコエコパークの活動内容を視察・研修するための会議等の開催。

2 広報事業

(1) 情報発信事業

- ・JBRNの広報についてはホームページ等を活用した情報発信。
- ・ユネスコスクール全国大会などユネスコエコパークに関連するイベント等へのブースの出展。
- ・イオン環境財団との連携事業としてユネスコエコパーク認知度向上につなげるためのプロモーションビデオを作成。

(2) オリジナルロゴマーク活用事業

- ・JBRNの認知度向上を図るためのJBRNロゴマークの活用及び使用に係る管理。

(3) 普及啓発資材制作事業

- ・ユネスコエコパークの普及啓発を図るためのポスター、パネル等を制作し、関連イベント開催時に活用する。

3 ユネスコエコパークに関する情報収集と共有

(1) 国内外におけるユネスコエコパークに関する情報収集と情報共有

- ・事務局が中心となり国内外におけるユネスコエコパークに係る情報を収集する。
- ・ネットワーク内での情報共有を図るための情報発信を行うとともに、ネットワーク内の課題の共有及びその解決を図るための意見交換を行う。

(議案第4号)

令和2年度収入支出予算(案)

収入の部

(単位:円)

項目	令和2年度予算	令和元年度予算	比較	備考
繰越金	1,519,373	953,606	565,767	
前年度繰越金	1,519,373	953,606	565,767	
会費	1,050,000	1,050,000	0	会員会費
正会員	1,000,000	1,000,000	0	10地域×100,000円
研究会員	50,000	50,000	0	1地域×50,000円
雑入	627	1,394	△767	
預金利息	627	1,394	△767	預金利息等
計	2,570,000	2,005,000	565,000	

支出の部

項目	令和2年度予算	令和元年度予算	比較	備考
報償費	200,000	200,000	0	
講演会等	200,000	200,000	0	
旅費	400,000	850,000	△450,000	
会議出席等	400,000	850,000	△450,000	会議・エコスクール
需用費	1,260,000	360,000	900,000	
事務用消耗品	30,000	30,000	0	消耗品
印刷製本費	30,000	30,000	0	会議資料印刷等
広告宣伝費	1,200,000	300,000	900,000	啓発品 900 JBRN大会PRチラシ等 300
役務費	65,000	15,000	50,000	
郵便料	30,000	10,000	20,000	
電話料	5,000	5,000	0	
通信費	30,000	0	30,000	WEB会議用 ZOOM_PRO
委託料	20,000	20,000	0	
ホームページ	20,000	20,000	0	HP管理費
手数料	420,000	420,000	0	
振込手数料	20,000	20,000	0	
会議室使用料	400,000	400,000	0	会議等会場使用料
予備費	205,000	140,000	65,000	
予備費	205,000	140,000	65,000	
計	2,570,000	2,005,000	565,000	

※会長専決による科目間の流用を認める

日本ユネスコエコパークネットワーク会員名簿

(役員任期:令和2年7月1日～令和3年6月30日)

正 会 員

(JBRN) 役 職	会員名称	代表者 役職	代表者氏名	代表者備考
会 長	白山ユネスコエコパーク 協議会	会 長	山田 憲昭	白山市長
副会長	只見ユネスコエコパーク 推進協議会	会 長	菅家 三雄	只見町長
監 事	祖母・傾・大崩ユネスコエコ パーク推進協議会	会 長	杉浦 嘉雄	NPO法人大分環 境カウンセラー協 会 理事長(日本文 理大学名誉教授)
監 事	綾ユネスコエコパーク 地域連携協議会	会 長	榎田 学	綾町長
	志賀高原ユネスコエコパーク 協議会	会 長	竹節 義孝	山ノ内町長
	南アルプス自然環境保全活用 連携協議会	会 長	白鳥 孝	伊那市長
	大台ヶ原・大峯山・大杉谷 ユネスコエコパーク協議会	会 長	大森 正信	大台町長
	屋久島・口永良部島ユネスコ エコパーク地域推進協議会	会 長	荒木 耕治	屋久島町長
	みなかみユネスコエコパーク 協議会	会 長	鬼頭 春二	みなかみ町長
	甲武信ユネスコエコパーク 推進協議会	会 長	長崎 幸太郎	山梨県知事

研究会員

会員名称	代表者 役職	代表者氏名	代表者備考
青森県十和田市	市 長	小山田 久	

日本ユネスコエコパークネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本ネットワークは、日本ユネスコエコパークネットワーク（以下「本ネットワーク」と称する。

2 英語名称は、Japanese Biosphere Reserves Network とする。

3 略称は、JBRN とする。

(目的)

第2条 本ネットワークは、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」）の人間と生物圏（MAB）計画における生物圏保存地域（以下「ユネスコエコパーク」）事業が目指す、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を通じた地域振興、その担い手となる人材の育成、地域文化の振興、その他ユネスコの諸活動の目的の実現を推進するため、日本国内のユネスコエコパーク登録地間の情報交換、交流、協働を通じたユネスコエコパークの活動の発展と向上を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) ユネスコエコパーク推進に関する事業

(2) 情報収集・発信及び普及に関する事業

(3) 各種要望活動に関する事業

(4) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本ネットワークは、次の区分の会員をもって組織する。

(1) 正会員 日本国内のユネスコエコパーク登録地の管理運営団体。但し、1つのユネスコエコパーク登録地に対して、正会員となることができる管理運営団体は1つに限る。

(2) 研究会員 ユネスコエコパークの登録を目指す自治体、または自治体を含む地域団体
(年会費)

第5条 正会員は、年会費10万円を納入しなければならない。

2 研究会員は、年会費5万円を納入しなければならない。

3 会員が納入した年会費は、返還しない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会長に届け出ることにより、入会することができる。

(退会)

第7条 会員は、会長に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(オブザーバー)

第8条 本ネットワークに、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が選任する。

第3章 組織

(役員)

第9条 本ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において、正会員に属する者のうちから正会員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本ネットワークを代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本ネットワークの会計その他の事務を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年間とする。但し、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、仕事の日において後任の役員が選任されていないときは、仕事の日後、最初の総会が終結するまでその仕事を伸長する。

3 前2項の規定にかかわらず、役員が属していた正会員で役職の異動があったときは、前任者は辞職し、新任者が役員を引き継ぐものとする。この場合において、当該役員の新任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 研究会員及びオブザーバーは、総会に出席することができる。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の仕事及び解任
- (5) その他、幹事会から付託された事項

(開催)

第14条 総会は、会長が招集し、原則として毎年度1回開催する。

2 緊急に議決すべき事項が生じた場合において、会長が総会を招集するいとまがないと認めるとき、書面をもって総会を開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決に加わることができる。

3 前項ならびに第14条第2項の規定により議決に加わる正会員は、第1項の適用について、総会に出席したものとみなす。(議決)

第17条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 幹事会

(幹事会)

第18条 本ネットワークに、その業務を円滑に推進するために、幹事会を置く。

(構成)

第19条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(幹事)

第20条 幹事は、それぞれの正会員において、それぞれの正会員に属する者のうちから、1名ずつ選出するものとする。

(幹事長)

第21条 幹事会に幹事長1名を置き、会長の属する正会員から選出された幹事をもって充てる。

2 幹事長は、幹事会を代表し、その業務を総理する。

3 幹事長の任期は、会長と同一期間とする。但し、再任は妨げない。

4 第11条第2項ならびに第3項の規定は、幹事長の任期についても準用する。

(副幹事長)

第22条 幹事会に副幹事長1名を置き、副会長の属する正会員から選出された幹事をもって充てる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 副幹事長の任期は、副会長と同一期間とする。但し、再任は妨げない。

4 第11条第2項ならびに第3項の規定は、副幹事長の任期についても準用する。

(権能)

第23条 幹事会は、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会から付託された事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第24条 幹事会は、幹事長が招集し、原則として毎年度2回開催する。

2 緊急に議決すべき事項が生じた場合において、幹事長が幹事会を招集するいとまがないと認めるとき、書面若しくは電磁的方法をもって幹事会を開催することができる。

(議長)

第25条 幹事会の議長は、幹事長が務める。

(定足数)

第26条 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面若しくは電磁的方法をもって議決に加わることができる。

3 前項ならびに第24条第2項の規定により議決に加わる幹事は、第1項の適用について、幹事会に出席したものとみなす。

(議決)

第27条 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第28条 幹事会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

第6章 事務局

(事務局)

第29条 本ネットワークに、その事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(会計)

第30条 本ネットワークの会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月末日に終わる。

2 会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 日本MAB計画支援委員会との連携

(連携)

第31条 本ネットワークは、日本MAB計画支援委員会と緊密に連携し、本ネットワークの活動ならびに各ユネスコエコパークの活動を推進する。

第9章 補則

(補則)

第32条 この規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

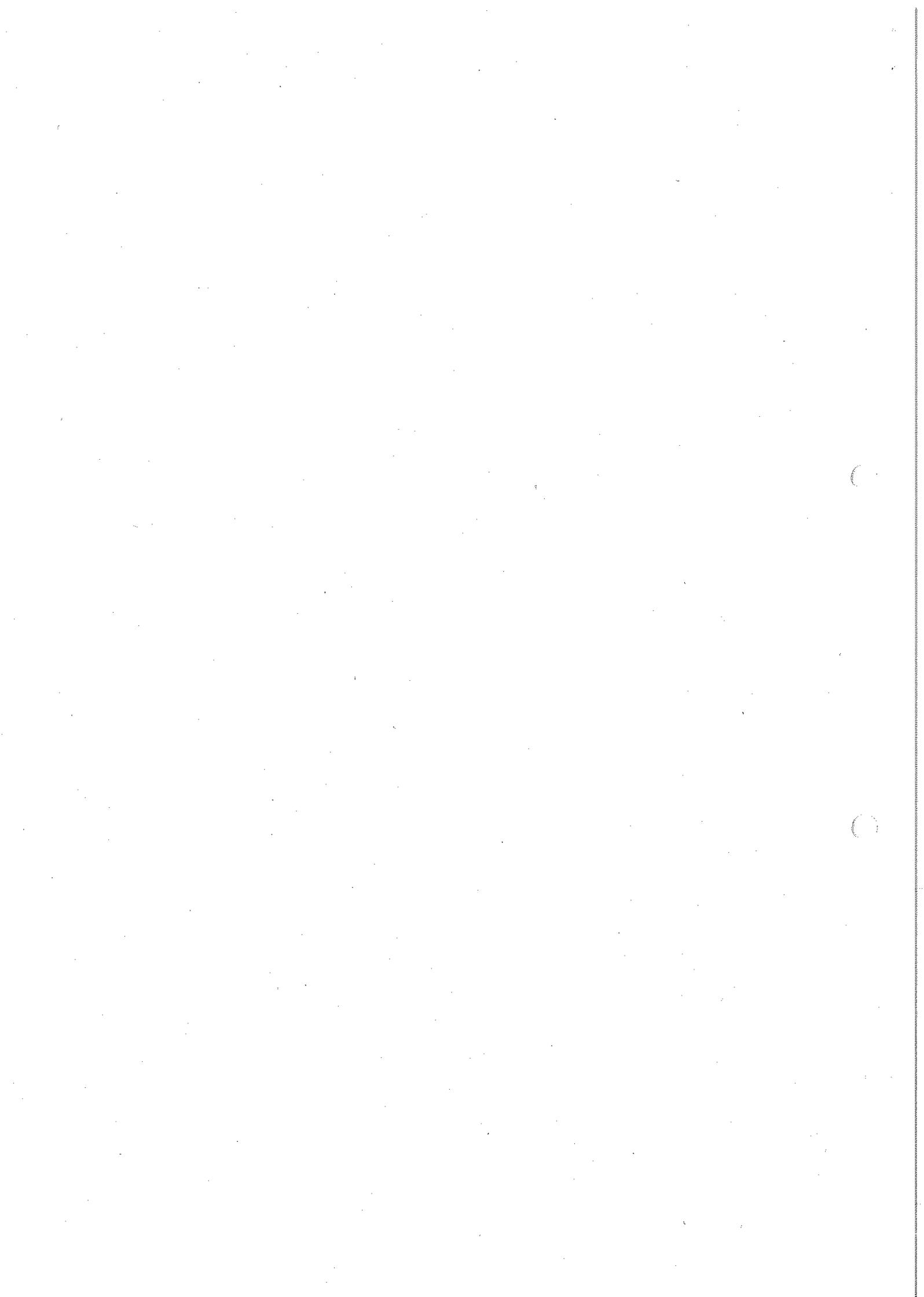
1 本規約は、2012年4月1日から施行する。

附 則

- 1 全面改正後の本規約は、2015年10月6日より施行する。
- 2 前項の全面改正の施行日以降、最初の会計年度の年会費については、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、免除するものとする。
- 3 第1項の全面改正の施行日以降、最初に選出される役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、施行日から2017年6月末日までとする。
- 4 第1項の全面改正の施行日以降、最初の会計年度については、第30条第1項の規定にかかわらず、施行日から2016年6月末日までとする。

附 則

- 1 本規約は、公布の日から施行し、2019年4月21日から適用する。





ユネスコエコパーク



ユネスコエコパークとは

ユネスコエコパークとは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、1976年にユネスコが開始しました。ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生物圏(MAB:Man and the Biosphere)計画」における一事業として実施されています。地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取り組みです。

ユネスコエコパークは、人間と自然の共生に率先して取り組んでいる国際的に認定された地域のモデルとして、注目されています。

- ユネスコエコパークは国内通称で、正式名称は「生物圏保存地域(Biosphere Reserves)」と云います。
- ユネスコ(UNESCO:国際連合教育科学文化機関)とは、教育、科学、文化の発展と推進を目的として、1946年(昭和21年)に設立された国際連合の専門機関です。
- 人間と生物圏(MAB)計画とは、生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の持続可能な利用と保護に関する科学的研究を行うユネスコの事業です。

ユネスコエコパークの仕組み

3つの機能

ユネスコパークには3つの機能があります。個々の機能は独立のものではなく、ユネスコエコパークを相互に強化する関係です。この3つの機能を果たすために3つの地域を設定しています。

保全機能

生物多様性を守らないといけない大事な場所を、きちんと守ること

学術的研究支援

持続可能な発展のための調査や研究、教育・研修の場であること

経済と社会の発展

自然環境を守りながら持続可能な地域社会の発展のための取組が行われていること

3つの地域

ユネスコエコパークは役割の異なった3つの地域で構成されています。

核心地域

多くの動植物が生息している自然豊かな地域。各国の法律により厳しく保護され、長期的に保全されることが必要な地域です。



緩衝地域

核心地域の周囲または隣接する地域で、核心地域を守る機能を果たします。自然環境に負担がかからない範囲での調査や研究、教育、エコツーリズムなどに活用されています。

移行地域

自然環境を守りながら、人々が居住し生活を営んでいる地域です。自然の恵みを活かした特色ある産業や文化など、持続可能な地域づくりが行われています。

核心地域



綾の照葉樹林
(綾ユネスコエコパーク)

緩衝地域



藤河内溪谷でのキャニオニング
(祖母・横・大瀬ユネスコエコパーク)

移行地域



ゼンマイ折り
(只見ユネスコエコパーク)

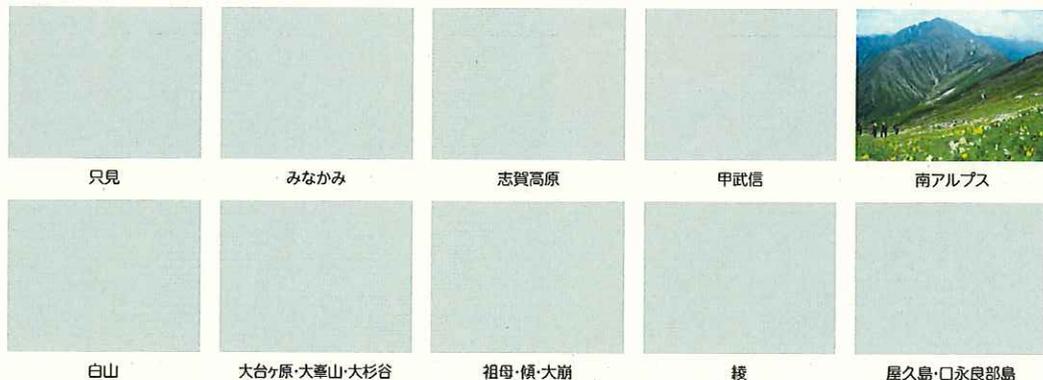
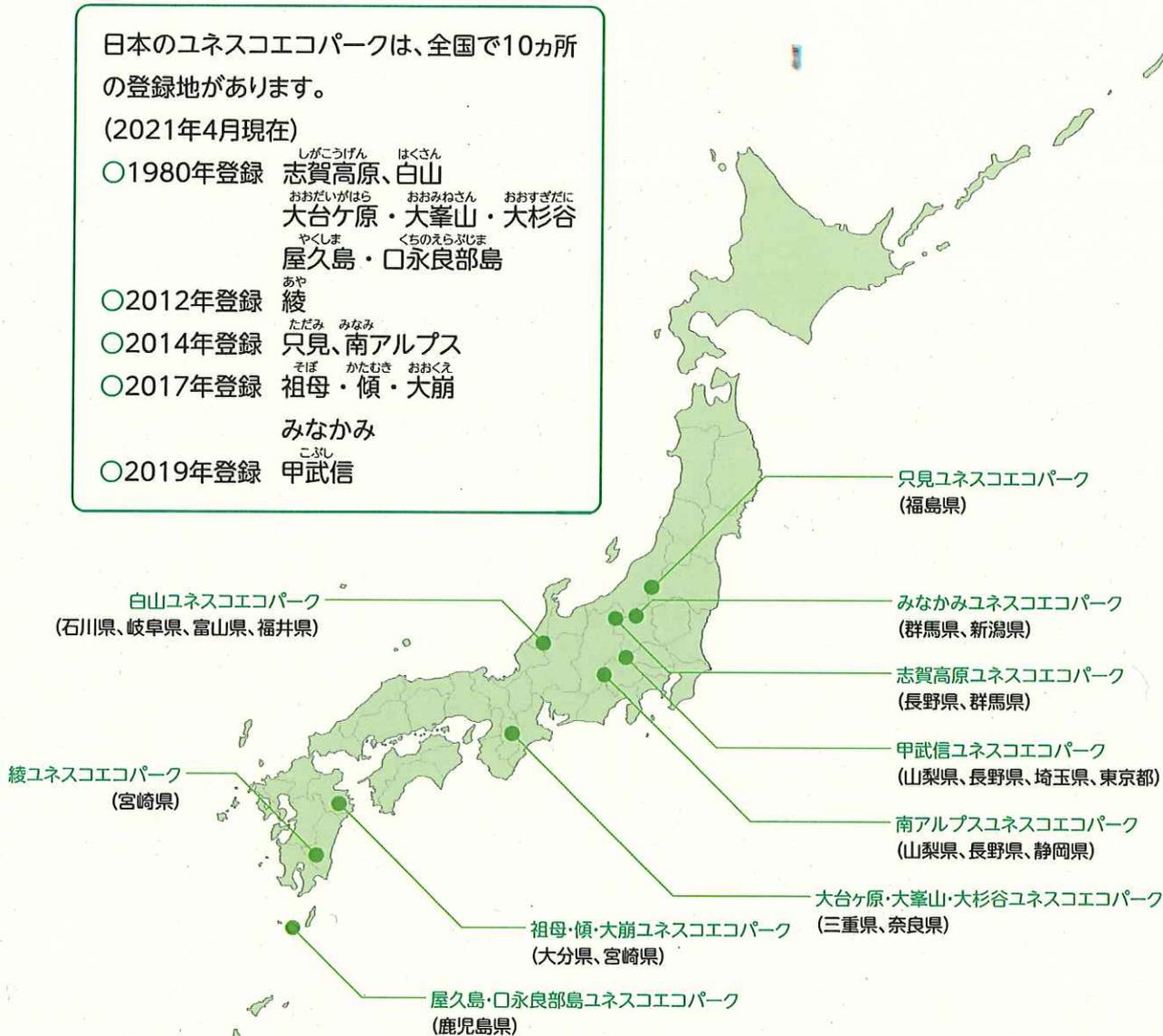
日本のユネスコエコパーク

日本のユネスコエコパークは、全国で10カ所の登録地があります。

(2021年4月現在)

- 1980年登録 しがこうげん 白くさん 志賀高原、白山
おおだいがはら おおみねさん おおすぎだに 大台ヶ原・大峯山・大杉谷
やくしま くのえらぶじま 屋久島・口永良部島
- 2012年登録 あや 綾
- 2014年登録 ただみ みなみ 只見、南アルプス
- 2017年登録 そぼ かたむき おおくえ 祖母・傾・大崩

みなかみ みなかみ
- 2019年登録 こぶし 甲武信





赤石岳とお花畑

標高3,000m級の山々が連なる南アルプスユネスコエコパークは、豊かな自然環境を有し、固有種や氷期の遺存種など世界的にも貴重な種が多く生息しています。また、山から流れる川の流域ごとに、昔から地域特有の生活文化がつくられ、その伝統を今の時代に継承してきました。

南アルプスを取り巻く長野県、山梨県、静岡県の3県10市町村が手を取り合い、この美しい自然とそこに暮らす人々の営みを未来へとつなげるための活動を進めています。



南アルプスユネスコエコパーク
ホームページ



自然の特徴

隆起と浸食を続ける山地

南アルプスは、約100万年前から活発に隆起を始め、現在でも年間3~4mmの速度で隆起していると言われています。また、山地の急速な隆起に伴い、雨風による激しい浸食や崩壊が多く見られます。この、隆起と浸食が、南アルプスの雄大な景観を形作っています。



南アルプスの山岳景観



キタダケソウ(南アルプス固有種)

標高2,700mまでつづく森と生き物たち

南アルプスの森林限界は2,700m程度と高く、これは気象や地質の影響によるものです。また、低標高から高山帯にかけて顕著な垂直分布が見られ、豊かな森林に多様な動植物が生息しています。

氷河期の生き残りと固有種

南アルプスには、氷河期に分布を広げ、その後温暖になっていく過程で気温の低い高山に残ったとされる生物が見られます。また、南アルプスやその周辺地域にのみ分布している固有種が多いことも特徴です。

自然と人間とのかかわり

山間地域のくらしと山岳信仰

お米をつくりにくい山間地域では、雑穀などを栽培する焼畑農業や野生動植物の狩猟・採取、山地斜面を利用した農作物の生産、木材の利用などが生活の糧となっていました。また、古来より南アルプスの山々は信仰の対象とされてきました。鳳凰山信仰や北岳信仰などがあり、修験者が開いた登山道も数多く残されています。

今も受け継がれる伝統文化・芸能

南アルプスユネスコエコパークでは、大鹿村の大鹿歌舞伎や飯田市遠山郷に伝わる霜月祭りなどの伝統的な祭りや民俗芸能が今も大切に伝承されています。



山地斜面に降り注ぐ川雨によって良質な茶葉ができ引茶



大鹿歌舞伎

自然環境保全活動

南アルプスのライチョウ

ライチョウは氷河期に大陸から日本に移動してきた生物のひとつで、南アルプスが世界の分布の南限になっています。近年、捕食者の増加や温暖化の影響によりその数を大きく減らし、絶滅の危機に瀕しています。

ライチョウ保護の取り組み

ライチョウを見守る「ライチョウサポーター制度」を創設し、ライチョウサポーターの養成や生息状況を登山者等と継続的に調査する仕組みを構築しています。



ライチョウ



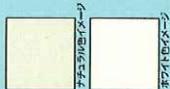
ライチョウサポーター養成講座

▲この箇所に印刷をご希望の場合は、こちらのテンプレートをご利用ください。

コロドコトンバッグ(M)

デザインサイズ:約250×234mm(原寸)
 バッグサイズ(本体):約W360xH370xD110mm

※インクジェット印刷では、
 白は印刷されず抜き(下地の色)となります。



※印刷色はプリンタに依存しますので、色味の調整はご対応できません。

※DIC、Pantone等、特色でのご指定は、ご対応できませんので、ご注意ください。

※薄い色は下地の影響を受けて印刷に出にくい傾向がございます。

※プリンタの特性上、プリント指定した位置より数mm程度、上下左右にずれることがございます。

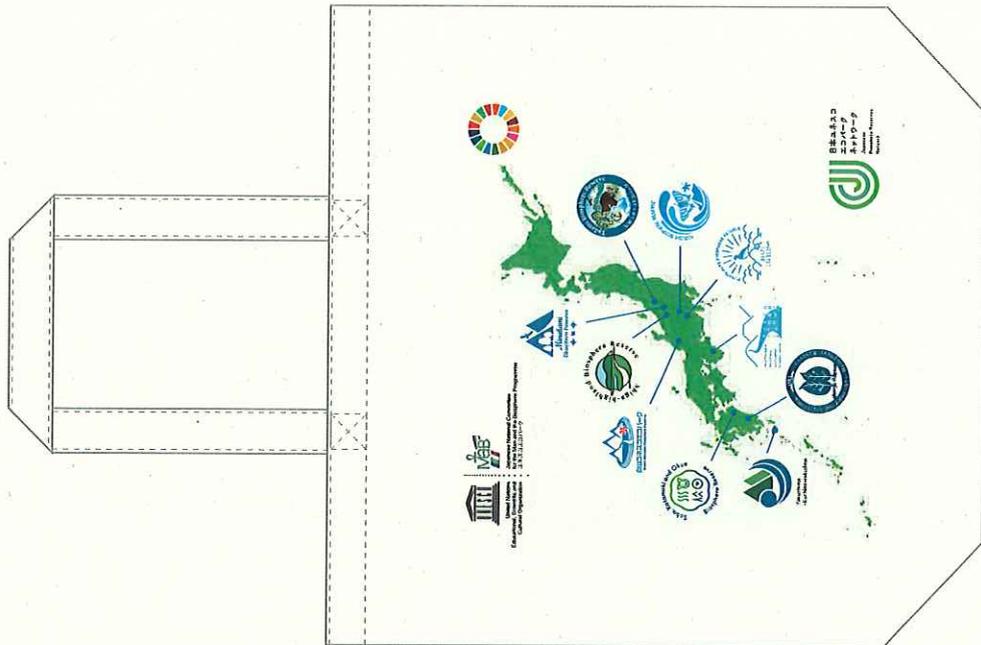
※プレス機による定着が必要なため、若干プレス跡が残る場合がございます。

※布地へのインクジェット印刷の特性として、インク拡散により、印刷部が0.1~0.2mm程度広がります。細かい印刷抜き部にツブレが発生する場合がございますので、予めご了承ください。

★その他ご連絡事項

- ・印刷サイズ:印刷可能最大
- ・印刷位置:刷り範囲センター
- ・印刷色:ご指示通り

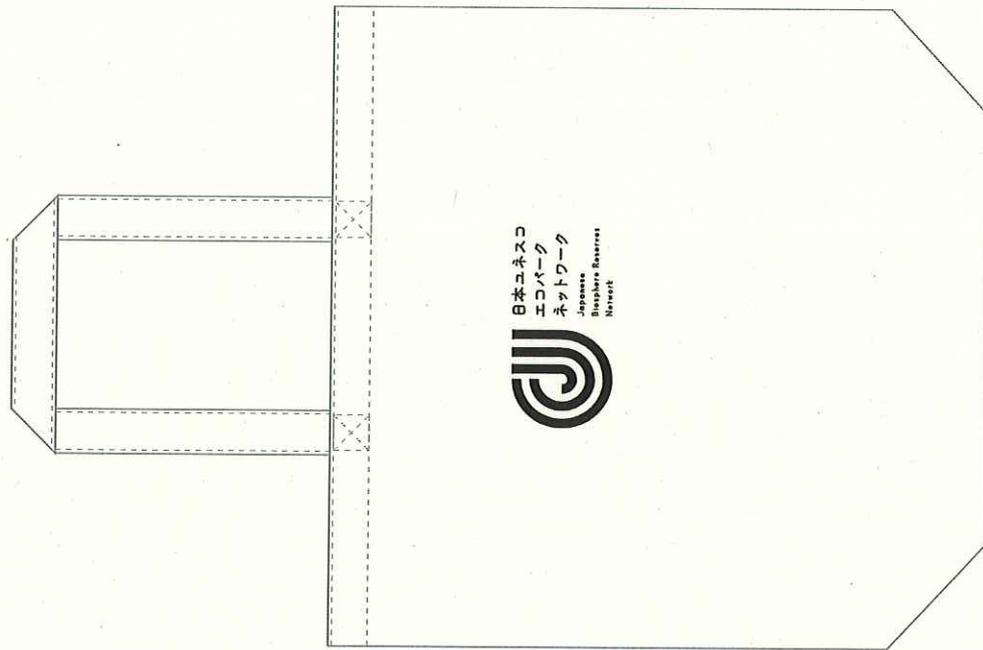
※その他連絡事項:無



▲この箇所印刷をご希望の場合は、こちらのテンプレートをご利用ください。

コロリドコットンバッグ (M)

デザインサイズ:約113×57mm(原寸)
バッグサイズ(本体):約W360×H370×D110mm



令和2年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会
構成員によるユネスコエコパークへの取り組みについて

目次

只見町

- ① 「只見町の野生動植物を保護する条例」の運用
- ② 「ただみ観察の森」整備事業
- ③ 巨樹・巨木の保全（ナラ枯れ防除）
- ④ 大曾根湿原の保全
- ⑤ 「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業
- ⑥ 沼ノ平総合学術調査
- ⑦ 只見町公認自然ガイド育成事業
- ⑧ ただみ豪雪林業体験・観察の森
- ⑨ 「自然首都・只見」伝承産品ブランド化事業
- ⑩ 只見ユネスコエコパーク活動支援補助金交付事業
- ⑪ ただみこども芸術計画
- ⑫ 只見ユネスコエコパーク展

只見町教育委員会

- ① ユネスコスクール推進事業
- ② 伝統芸能保存推進事業
- ③ 八十里越調査事業

会津森林管理署南会津支署

- ① 令和2年度カシノナガキクイムシ防除事業
- ② 令和2年度希少野生生物保護管理対策委託事業
- ③ 令和2年度沼の平定点観測

福島県南会津建設事務所

- ① 入叶津道路改良事業

只見町森林組合

- ① 里山林整備事業
- ② 里山資源の再生可能エネルギー化推進事業

只見町観光まちづくり協会

- ① ふるさと只見案内人協会（只見町内ガイド育成事業）

伊北地区非出資漁業協同組合

- ① 水産資源維持管理事業

西部非出資漁業協同組合

- ① 朝日小学校・イワナ稚魚放流体験事業

朝日婦人会

- ① 朝日婦人会 家庭からのエコ活動

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町①

事業名	「只見町の野生動植物を保護する条例」の運用
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	平成28年（2016年）に只見町が制定した「只見町の野生動植物を保護する条例」に基づき、町内の野生動植物の保護・保全を図り、地域の持続可能な発展を目指します。
実施期間	令和2年4月 ～ 令和3年3月
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 只見町野生動植物保護監視員の委嘱（一般町民15名+町職員4名） ・ 只見町役場HPでの情報発信 ・ 町内の主要道路、林道へ野生動植物条例を周知する横断幕（9か所）および看板（2か所）の設置 ・ 特別採捕許可申請の受付（申請3件、許可3件<福島県レッドデータ調査関係、ブナセンター展示資料収集関係>） ・ 保護監視員の活動報告会（3月書面開催） ・ 電源開発株式会社による蒲生川上流域における滝調整池堆砂置き場の現地調査（BR支援委員吉川夏彦氏）および野生動植物の保護・保全に関する要望書の提出
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山野草の盗掘被害については、八十里越道路沿いのシラネアオイ（国有林貸し付け契約地内）での盗掘疑いの報告があった以外にはない。 ・ 昆虫ライトトラップについては、榎戸沢付近でライトトラップと疑われる光を目撃したとの情報あり（榎戸沢林道には条例周知の横断幕を設置済）。真奈川付近でのライトトラップ跡の報告あり。※いずれも監視員からの報告。 ・ 山野草の盗掘やライトトラップの報告件数は、条例制定に比べ少ない水準で推移している。 ・ 公共事業等について事前相談件数2件（永光建設株式会社：肘折地内河畔林内の水たまりについて、電源開発株式会社：大鳥ダム付近の施設の改修について） ・ 滝調整池堆砂置き場については、電源開発株式会社から野生動植物への保護・保全に配慮いただいた。
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山野草の盗掘被害やライトトラップについて、条例制定前よりその被害報告件数は減少しているが、依然として被害が認められるため、引き続き条例の周知に努めるとともに、保護監視員との連携を図っていく必要がある。（ライトトラップが疑われる榎戸沢には追加の看板設置を検討。真奈川には看板あるいは横断幕設置を検討する。） ・ 公共事業や一般企業での事業にあたって条例の遵守を求めるとともに働きかける必要がある。



新たに設置した看板（黒谷地内）



蒲生川・滝調整池堆砂置き場での現地調査

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町②

事業名	「ただみ観察の森」整備事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見ユネスコエコパーク地域内の自然環境や野生生物の実状を理解し、身近に触れて貰うこと、また、その保全を図ることを目的として、「ただみ観察の森」の整備を行う。
実施期間	令和2年7月 ～ 令和2年11月
実施内容	<p>整備済み観察の森</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[ブナ林]…下福井、樫戸、梁取 [クビソヤナギ]…荒井原、杉沢 [ブナあがりこ]…蒲生 [コナラあがりこ]…黒沢</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 下福井、梁取は、区に観察路の整備を業務委託。ブナセンター職員も作業に同行し現地確認。(梁取7/19実施、下福井7/26実施) 蒲生については、道標の交換、斜面階段部にロープを設置する整備(7/19実施)。 只見町ブナセンター、只見振興センター、明和振興センター主催で各観察の森で町民を主な対象とした観察会を実施(10月ー11月)。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	令和2年度は、新型コロナウイルスの影響のため、企業研修やその他外部の方の利用は例年より減少したものの、ブナセンター・振興センター主催の観察会や育機関での学校教育といった町内者の方を中心に利用され、只見の自然を観察、理解することに繋がりました。
今後の課題と取組	・今年度、整備・公開できなかった候補地について、次年度整備を進め、公開することとしたい。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町③

事業名	巨樹・巨木の保全（ナラ枯れ防除）
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	巨樹・巨木は、地域の自然度の高さを表す指標であり、教育や観光の資源ともなり、その保全を図ることは重要である。只見ユネスコエコパーク域内には、主なものとして全国的にも珍しいあがりこ型樹形のコナラの巨木群が存在する。しかし、ナラ枯れの影響を受けており、一部が枯損している。よって、当該巨木群を保全するため、ナラ枯れ防除を実施する。
実施期間	令和2年 秋
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 只見ユネスコエコパーク支援委員会委員の齊藤正一氏（山形大学 農学部 客員教授）の指導、協力のもと只見町ブナセンターの職員によって黒沢地区区薪平のあがりこ型樹形のナラ類巨樹・巨木57本を対象に殺菌剤の注入作業を行った（9月8日、19日）。 ・ これまで使用していた殺菌剤（ウッドキングDASH）へのナラ枯れ菌の耐性が懸念されるため、新たな薬剤（KW-12）も使った試験も兼ねて実施した。また、殺菌剤注入時期はこれまでの春よりも秋季が効果的との情報から秋季に実施した。 ・ 注入試験に必要な薬剤はすべて齊藤正一氏から提供いただいた。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規薬剤(KW-12)は従来のウッドキングDASHと同様の方法で注入作業ができ、注入作業自体はこれまでと大差なく行えることがわかった。 ・ 殺菌剤の効果については、次年度の春と秋に対象木の生残調査を行うことで明らかにする。
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殺菌剤の効果については、次年度の調査で明らかにする。



全国的にも珍しいコナラの巨樹・巨木（あがりこ型樹形）

地域住民による過去の薪炭材利用の結果出来上がったもので人と自然との関わりを物語る



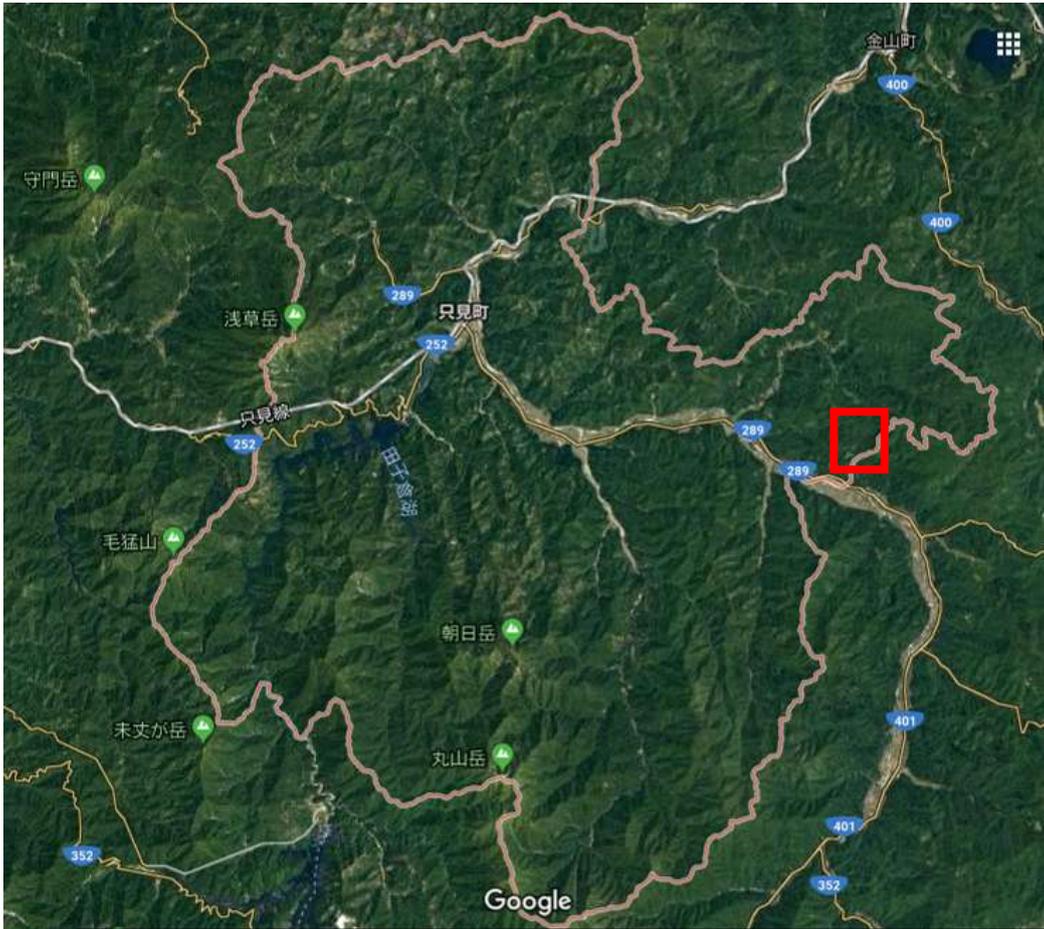
殺菌剤注入作業の様子（2020年9月8日）

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

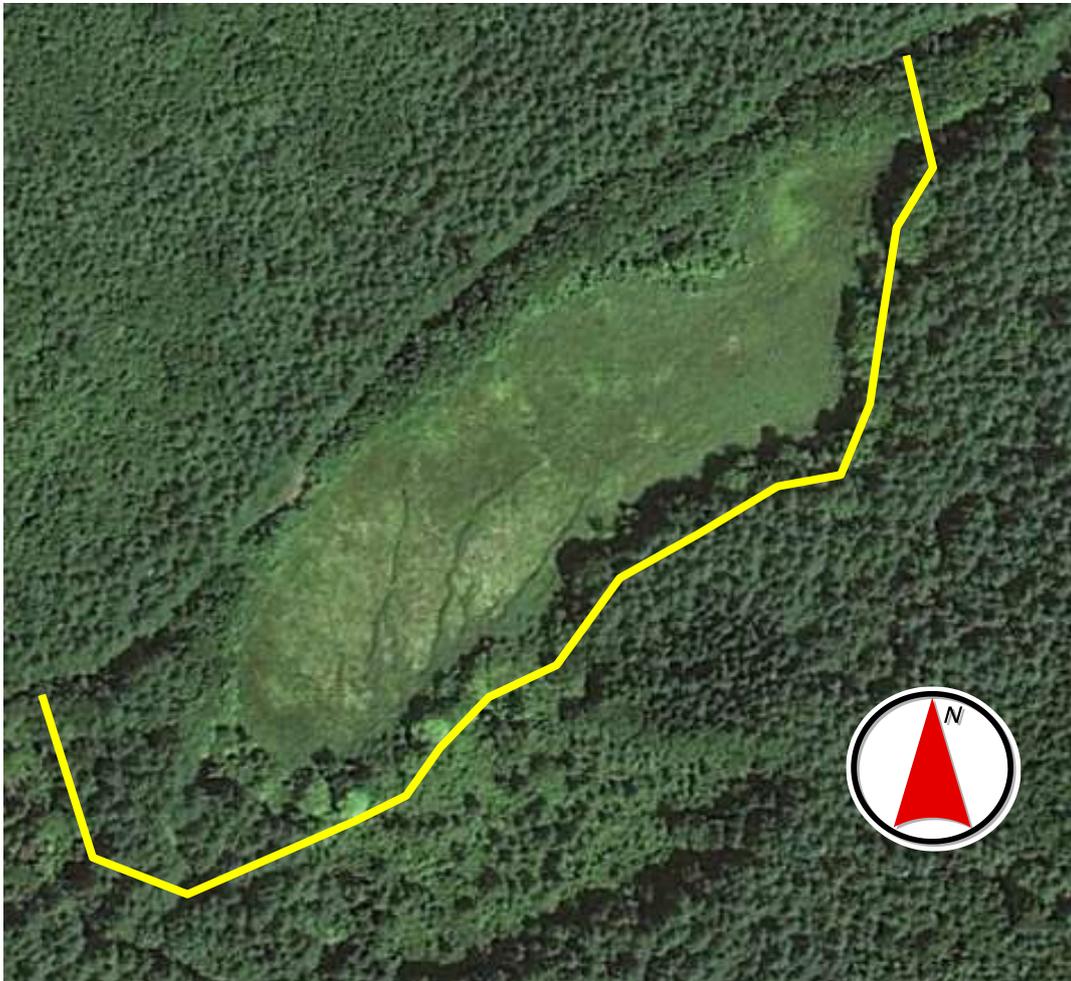
只見町④

事業名	大曾根湿原の保全
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	湿原は、そこに依存的に生育する動植物が存在し、さらには希少種も多く出現する。すなわち、地域の生物多様性に大きく貢献するものである。只見ユネスコエコパーク内にある大曾根湿原は只見町の天然記念物に指定されているが、湿原内に設置された木道が不朽し、容易に人が湿原内に踏み込むことができてしまい、さらには、木道が水の流れを遮り湿原植生の衰退を招いている。そこで、平成27年度に、木道の撤去（一部）を行い、湿原の保全を図り、さらに、湿原を観察できるように別途周遊道の整備を行っている。今年度も引き続き周遊道の整備・維持を行う。
実施期間	令和2年7月19日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 梁取区に委託して、湿原の周囲に周遊道を整備（刈り払い）を行った。ブナセンター職員も同伴した。 ・ あわせて、戦中の食糧難から当該湿原の水を抜き田畑とするためにつくられた水路跡から水が流れ出ているため、林地残材を利用して水をせき止め作業を実施した。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿原環境に対する直接的な人的な影響は回避できている。 ・ 周遊道を利用することで湿原環境を観察できる状況になっている。
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に（戦後）の食糧難を背景に、湿原の水を抜き田畑にするために設置された排水路跡があり、現在もそこから水が流出している状況が続いています。周遊道整備に合せ、林地残材を使用し、徐々に排水路を埋める作業を行っていますが、今後も経過を見守り、適宜対策を講じる必要がある。 ・ 湿原を解説・案内する看板が古くなっているため新規のものを設置することを検討する必要がある（只見町教育委員会と要調整）。

大曾根湿原の位置（赤線枠）



湿原周遊道の整備（黄色線）



令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑤

事業名	「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input checked="" type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	「自然首都・只見」のブランド確立のため、科学的評価を行うとともに、住民への学習機会の充実等、研究成果の活用を図る。只見町の自然環境や生物多様性の保全・再生・活用に関する基礎研究から応用研究など、町内に存在する事象や課題に関する研究あるいは研究集会を実施する大学、研究機関等を対象として助成を行う。
実施期間	令和2年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月末～5月上旬まで公募した結果、7件の申請あり。 ・ 審査の結果、6件の調査研究について助成金を交付決定（緊急事態宣言前は交付内定）。 ・ 緊急事態宣言解除後、各助成金研究者は新型コロナウイルス対策を取りながら随時調査し、各女性研究者はおおむね計画通りに調査研究を実施した。 ・ 成果発表会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発表動画をインターネットあるいはただみ・ブナと川のミュージアムで視聴する形で開催した（2月12日～3月31日）。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 只見町の自然や生活文化に関する新たな知見の発見 ・ 研究者の交流人口の増 ・ 地域住民への学習機会の充実
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成研究者へは専門知識のない町民でもわかりやすい発表を求めていくこととしたい。 ・ 助成研究者には得られた成果について、学術雑誌、学会などでの発表、ブナセンター紀要への掲載を求めていくこととしたい。

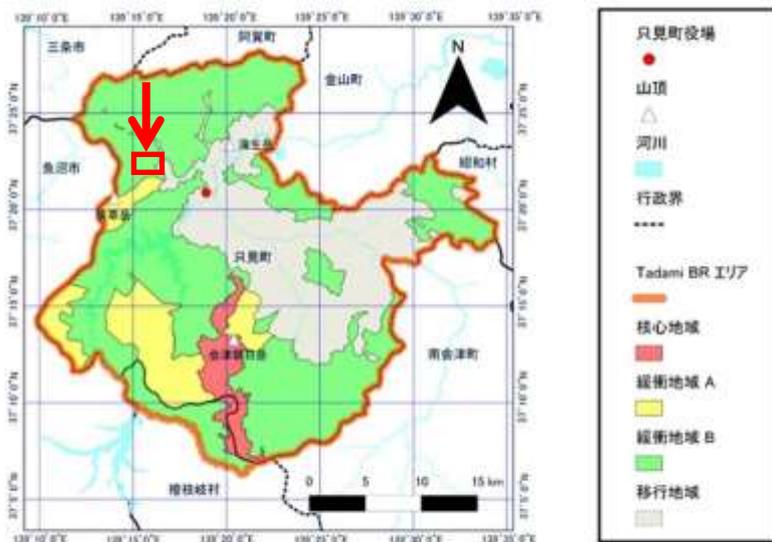
助成研究テーマと助成研究者一覧

No.	研究テーマ	助成研究者 代表	所 属
1	クロサンショウウオ幼生の大顎化発現に関わる遺伝的および環境要因の検証	阿部 晴恵	新潟大学 佐渡自然共生科学センター
2	只見町における野生植物資源利用に関する地域知の若年層による保有状況調査	小柳 知代	東京学芸大学環境教育 研究センター
3	只見町におけるゼンマイ群生地分布と立地環境および個体群構造	武藤 実緒	横浜国立大学
4	衛星リモートセンシングと AI による自然首都・只見町の生態系マップ作成	原 慶太郎	東京情報大学
5	只見の古民家は何の木でつくられているのか～その伝統知の解明と継承	井田 秀行	信州大学教育学部
6	只見町の植物資源(フキ、ヤマグワ、コチャルメルソウ)における機能性成分の解明と調理加工への応用	目黒 周作	茨城キリスト教大学

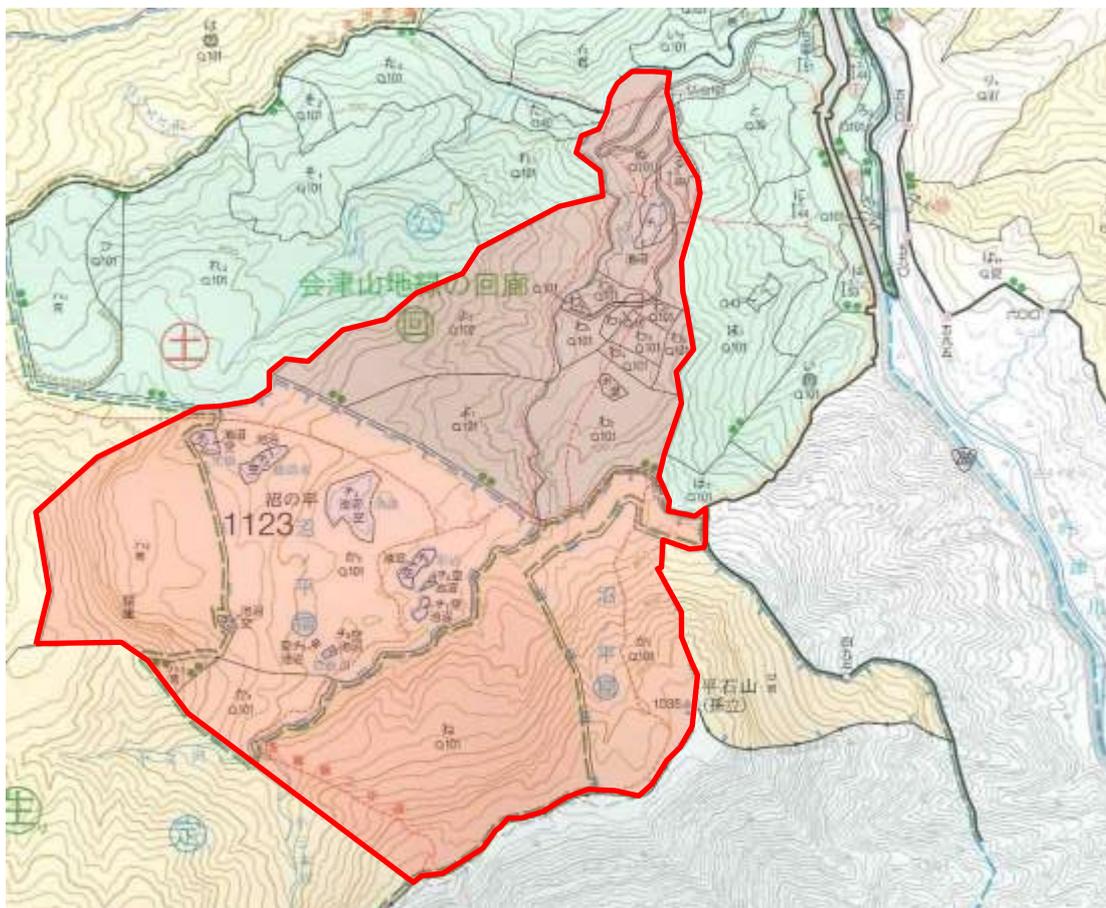
令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑥

事業名	沼ノ平総合学術調査
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	浅草岳の北東部に位置する沼ノ平の自然環境、生物相および生態系について調査し、得られた情報をもとに今後の沼ノ平の管理（保護・保全・利用）方針について検討する。
実施期間	令和2年度内（平成28～令和2年度まで、4年間計画）
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） 新潟大学農学部業務委託のほか、個別の専門家に依頼出張にて調査を実施。 調査項目： 植生調査、昆虫相調査、鳥類相調査、両生類・爬虫類相調査、地形調査、地域史調査
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> これまでの只見町の調査（町史編さんなど）では明らかにされてこなかった自然の実態が明らかになりつつあります。
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言に伴い、その期間実施できない調査が生じた。これについては次年度に実施する予定。 次年度に、これまでの調査結果を取りまとめ、それらを踏まえた沼ノ平の保護・保全・利用のあり方について検討する。



調査範囲は林班界を基準とし、レク森に指定されている範囲を中心に、地すべりの影響がある箇所、隣接する湿原、湖沼を含む範囲とする（下図の赤線枠内）。



会津森林計画図より

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑦

事業名	只見町公認自然ガイド育成事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input checked="" type="radio"/> ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見町は、只見の自然環境や野生生物を案内、解説する町の公認ガイドの育成に努めてきた。今年度は公認ガイド資格の更新年にあたるため、更新のための講習を行う。
実施期間	令和2年度内
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、公認ガイドは21名。 ■ 講習プログラム <p><実習></p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 明和ふるさとハイキング（梁取学びの森） 10月25日 第2回 『ただみ観察の森』観察会（蒲生集落あがりこブナの森）11月1日 第3回 余名沢周辺の森林観察会 11月8日 <p><座学></p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 大型哺乳類の生態 BR支援委員 三浦 慎悟 氏（早稲田大学名誉教授）12月13日 第2回 只見の昆虫とその保護・保全（仮タイトル） ブナセンター専門指導員 緒勝 祐太郎 氏 1月17日 第3回 広葉樹二次林の生態（仮タイトル） ブナセンター館長 紙谷 智彦 氏 2月21日
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ガイドのほぼすべてが更新を行う見込み
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度は、既存ガイドの更新研修を実施したが、新規にガイド認定を希望する方があれば、新規向けの講習開催も検討する。



実習第3回 余名沢周辺の森林観察会 11月8日



座学第1回 大型哺乳類の生態
BR支援委員 三浦 慎悟 氏（早稲田大学名誉教授） 12月13日

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑧

事業名	ただみ豪雪林業体験・観察の森
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパーク（ユネスコ MAB 計画における生物圏保存地域）登録地として、その理念・目的である「人間社会と自然環境の共生」に資するため、持続可能な森林管理・林業経営の実現を図る必要がある。そこで豪雪地帯に適応した森林管理技術の開発とその普及、体験を図るため「ただみ豪雪林業 体験・観察の森」（体験の森）を指定し、モデルとなる事業を実施する。
実施期間	令和2年度内
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 9月下旬には、本事業への支援をいただいている(株)野村総合研究所グループ社員のボランティアによる森林整備事業を実施予定としていたが、新型コロナウイルスの影響に伴い作業を中止とした。 ブナセンター職員により体験の森内の作業道の刈り払いを実施した。 除間伐（2回目）の実施に向けた調査をブナセンターで実施した。
財源	町一般財源（野村総合研究所グループによるふるさと納税）
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> 除間伐（2回目）の実施に向けたデータが得られた。
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> 調査データに基づき、次年度に除間伐を実施する。 次年度、(株)野村総合研究所グループ社員のボランティアが訪町するのであれば、受け入れを行う。

「ただみ豪雪林業体験・観察の森」の概要について

1 背景

(1) 町内の人工林の現状と課題

- ▶ 只見町には戦後造林された人工林（スギ、カラマツ）がある
→ この地域にとっては重要な資源
- ▶ 木材価格の低迷と割高な生産コストを背景に、経営的に放置
→ 資源（人工林）はあるが活かされていない。

(2) ユネスコエコパーク

- ▶ 只見町は、ユネスコエコパーク（ユネスコ MAB 計画における生物圏保存地域）登録地として、その理念・目的である「人間社会と自然環境の共生」に資するため、持続可能な森林管理・林業経営の実現を図る必要がある。

2 今後の森林管理経営の方向性

- ▶ 収奪的な林業ではなく、資源の持続的な育成、活用と環境負荷を最小化する育成林業を発展させる
- ▶ 豪雪地帯に適応した森林管理技術の開発とその普及

3 ただみ豪雪林業体験・観察の森の概要

豪雪地帯に適応した森林管理技術の開発とその普及、そして体験を図ることを目的に「ただみ豪雪林業体験・観察の森」（以下、「体験の森」）を設置する（すなわち、只見地域での森林管理のモデル林の造成）。

- ▶ 体験の森の場所
只見町黒谷区の小沼昇氏所有のスギ人工林に体験の森を設定（平成28年）

- ▶ 体験の森での事業内容

- (1) 豪雪地帯に適した人工林の整備（除伐、間伐、その他の育林作業、歩道整備、その他の施設）によるモデル林の造成※「体験の森」は下記の管理区分にて管理する。
 - ① 高齢級人工林育成区：大径木生産のための収穫間伐を予定
 - ② 針広混交林育成区：植栽木の内、不良形質木の間伐、有用広葉樹の育成を予定
 - ③ 一般用材生産林育成区：選抜育林法の実施を予定
- (2) 豪雪地帯林業の体験（間伐、下刈りなど、町内外者の林業者以外を対象）
- (3) 持続可能な森林管理の教育と普及（町内外の林業関係者を対象）
- (4) 森林レクリエーション（山菜採りやクリ拾いなど、町内外者を対象）
- (5) 環境教育（町内外の小中学生、高校、大学生を対象）

4 体験の森の位置



令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑨

事業名	「自然首都・只見」伝承産品ブランド化事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	BRの目的でもある持続可能な資源の利活用による地域振興を推進する。 自然との暮らしの中で育まれた地域固有の伝統的な生活・文化は只見町だけの貴重な財産であり、これらを失わせることなく地域経済に生かすことを目的とする。 町内の天然資源や伝統技術を使用した産品を「自然首都・只見」伝承産品としてブランド化し、産品を通じた只見町の生活文化に関する情報の発信、産業発展および地域経済への貢献を図る。
実施期間	令和2年度内
実施内容	1. 只見 BR 活動支援補助金事業でのパッケージ作成等の助成 (※詳しくは、 只見町⑩ を参照) 2. 「自然首都・只見」伝承産品の認証 「自然首都・只見」伝承産品認証制度の実施要綱に基づき、申請内容が認証基準に合致したものを「自然首都・只見」伝承産品として認証する。 → 新規産品候補として「ハリギリの蜂蜜」、「木工皿」、「手毬のネックレス、髪留め」 3. 「自然首都・只見」伝承産品の販売・PR 活動 → 町役場窓口に伝承産品 PR ブースを整備、町ホームページ・只見 BR ホームページにて周知を図った。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝承産品の認証件数…31件 ※R3年3月現在 ・ 地域資源の活用、新たな地域産品の開発につながっている。 ・ 地域資源の活用および伝統文化に関する情報が発信された。
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝承産品数の増加。(認定品が50件を目指す。) ・ まだ認証を受けていない、只見独自の技、物、食の掘起こし。認証を促すことで、そうした文化の継承を実施する。 ・ 担い手の育成と確保。 ・ すでに認証を受けている品目でも、技術の継承・伝承の観点から、産品を作る方が増えることは好ましいため、認証を促していく。(例：あめ、はちみつ、編み組細工など) また、只見ユネスコエコパーク活動支援補助金を活用して技術伝承などについても推奨していく。 ・ 産品の背景にある只見の自然環境や天然資源、生産工程、生産技術、生産者などのストーリーの取材とその情報発信

「自然首都・只見」伝承産品パンフレット
(現在は、31の産品が認証を受け、掲載されています。)



令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑩

事業名	只見ユネスコエコパーク活動支援補助金交付事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input checked="" type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	人間と自然との共生を実践するユネスコエコパークのまちづくりを推進するため、只見地域の自然環境、生物多様性の保護・保全とそれらを拠り所とした地域の伝統産業、生活・文化の継承、発展に資する活動等に対して支援する。
実施期間	令和2年度内
実施内容	対象者：「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」及び「只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画」の実現に資する活動に取り組む只見町内の個人、生産組合、団体、法人、集落等 補助額：30万円（※3年の期間につき、1事業主体あたりの上限額） 補助率：事業費の10/10以内 事業種目：①自然環境、野生動植物の保護・保全事業 ②教育・人材育成事業 ③持続可能な地域社会経済の発展事業 ④「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業 ⑤その他 募集案内：おしらせばん、只見町ホームページ、只見町ユネスコエコパークホームページ
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	・「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」及び「只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画」の実現へ寄与した。 「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業…3件申請3件助成 ※3月現在（「ハリギリの蜂蜜」、「木工皿」、「手毬のネックレス、髪留め」）
今後の課題と取組	事業種目：④「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業、への申請・助成実績はあるが、そのほかの①自然環境、野生動植物の保護・保全事業、②教育・人材育成事業、③持続可能な地域社会経済の発展事業、についての申請はなかった。助成事業の周知をするとともに、事業の掘り起こしをすることで、ユネスコエコパーク活動への参画の意識を醸成したい。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑪

事業名	ただみこども芸術計画
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	平成30年度に福島県立博物館の支援により、福島芸術計画 × Art Support Tohoku - Tokyo により只見子ども教室（放課後学級）を対象に只見の自然を組み入れた芸術活動を実施した。今年度は明和地区を対象に子どもたちに芸術活動の場を提供する。
実施期間	令和2年度内
実施内容	当初、明和地区子ども教室の子供たちを対象とし、岩田とも子氏（アーティスト）、小林めぐみ氏（福島県立博物館）を講師に迎え、事業を実施する予定であった。例年は講師と子供たちでブナ林を訪れ、その後創作活動していたが、子ども教室や振興センターと相談のうえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度はブナ林に行くような例年の活動は見送ることとした。その代わりに、講師の岩田氏と子供たちをオンラインでつなぎ、次年度の活動につなげるコミュニケーション（プレ活動）を実施した。 岩田氏が事前に創作、送付してくれていた焚火の絵を用いながら、ブナ林にいる生き物はなにか、冬はどうやって過ごすか（温まるのか）、などといったコミュニケーションを行った。
財源	町一般財源
期待される効果	・ 子どもたちに実際に只見の自然に入り、触れることを前提とした芸術活動を通して、子どもたちに自然環境を見る新たな視点を提供できることを期待する。
事業によって得られた成果	・ 現地には行けなかったものの、オンラインで子供たちとブナ林を話題の中心としたコミュニケーションを図り、次年度の活動につなげることができた。
今後の課題と取組	・ 本事業の目的が、子供たちを実際にブナ林に連れて行ったうえで、創作活動を行うことにあったので、実際に子供たちにブナ林に触れてもらうことができなかったことは残念であった。 ・ 次年度も新型コロナウイルスの影響が続く可能性を想定し、子供たちにブナ林に触れてもらう方法を検討する必要がある。現状設置されている観察の森のブナ林は、バス移動が必須であるので、振興センター近くで徒歩で移動可能な適当な林を見つけておく必要がある。



岩田氏とオンライン（ZOOM）でのコミュニケーションの様子



焚火の絵からブナ林と生き物を想像する

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑫

事業名	只見ユネスコエコパーク展
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input checked="" type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見ユネスコエコパーク展に関する情報を発信するとともに、事業への理解と協力を求める。
実施期間	令和2年度内
実施内容	会津若松市 会津稽古堂での開催を予定していたが、令和元年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響が続く中、集客しにくいことと、集客の見込みがすくないことなど、総合的に判断して今年度も中止（延期）とした。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	・ 中止（延期）したため得られた成果はない
今後の課題と取組	・ 現時点でも、新型コロナウイルスが全国的に拡大している中、次年度の本事業の実施の見通しは立てにくい状況なのが実際である。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町教育委員会①

事業名	ユネスコスクール推進事業
ユネスコエコパークの目標	<p>※いずれかを○で選択してください</p> <p>①自然環境, 生物多様性の保護・保全</p> <p>②学術調査研究, 人材育成</p> <p>③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展</p>
事業目的	ユネスコスクールに認定されている只見町立小中学校を中心に, ユネスコエコパーク関連事業と連携しながら, 只見の自然環境とそれを拠り所にした只見の伝統, 生活, 文化を理解し, 世界平和と文化的な発展に寄与する人材育成を目的としている。
実施期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
実施内容	<p><只見町教育委員会での取組></p> <p>(ESDの取組に関するパンフレット作成と町民への周知)</p> <p>年度初めに, 「只見町のESD・海洋教育」の取組についてまとめたパンフレットを作成し, 町内全戸および町立小中学校, 只見高等学校へ配付した。</p> <p>(ランドデザインの作成)</p> <p>年度初めに, 小中学校が連携してESDを進めることができるように, 具体的な目標や子どもの姿についてまとめたランドデザインを作成した。</p> <p>(ESD勉強会の実施)</p> <p>年2回, 中学校と小学校において, 地域住民も参加できるESD勉強会(講演会)を実施した。</p> <p>中学校…「地球のステージ」 NPO法人地球のステージ代表 桑山紀彦氏 令和2年7月21日</p> <p>小学校…「キリバスと温暖化」 日本キリバス協会代表理事 ケンタロ・オノ氏 令和2年9月15日</p> <p>(ESDに係るアンケートの実施)</p> <p>年度末, 1年間の取組についての評価として, 町立小学校3年生以上児童, 只見中学校全生徒に, ESDやユネスコエコパークに関する意識調査を実施した。</p> <p>(只見中学校と連携した講座の実施)</p> <p>SDGs達成に寄与するために只見中学校で取り組んでいる新聞紙レジ袋づくりを, 町民にも広げ, 町民のSDGsへの意識を高めるため, 中学生を講師とした講座を実施した。</p> <p style="text-align: right;">→令和2年8月8日~8月10日</p> <p><町内各小中学校での取組></p> <p>○ 只見小学校</p> <p>「ふるさと只見, そして日本の未来を拓くたくましい子どもの育成」をテーマに, 生活科や総合的な学習の時間を中心に学びを展開した。「田子倉湖散策」「ふるさと登山(尾瀬ヶ原散策)」などを通し, ふるさと只見の自然の美しさを再発見するとともに地球規</p>

	<p>模の水循環の中に自分たちが生きていることを学んだ。また、只見町の産業の調査から、自然災害に目を向けることができるようなカリキュラムマネジメントにも取り組んだ。</p> <p>○ 朝日小学校 「つながりの中で「只見愛」を育みながら、学び続ける子どもの育成を目指して」をテーマに、様々な教科において、只見の「ひと・もの・こと」にふれる郷土学習を進めてきた。身の回りの自然を生かした体験活動、地域住民を講師に迎えた学習により「只見愛」を高めるとともに、東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センターと連携して授業を行うなど、より広い視野をもてるような学習に取り組んだ。</p> <p>○ 明和小学校 「郷土への誇りと愛情を育み、広い視野をもってその未来に貢献できる児童の育成」をテーマに、大倉八木節、小林早乙女、梁取神楽を学ぶなど、伝統芸能の継承に取り組み、郷土への誇りと愛情を育んだ。また、「子どもと地域が生きる」単元構想を視点に、子ども達の学習課題と合致する地域素材の開発と累積、学習後の教育的効果の評価など、カリキュラムマネジメントに取り組んだ。</p> <p>○ 只見中学校 「水の都只見町からの発信」をテーマに、海洋教育の視点から、水を通して只見をより深く学ぶ学習、広い視野をもち未来を考える学習に取り組んだ。新聞紙レジ袋づくりやブナ材を活用したSDGsバッジづくり、コキア栽培とほうきづくりなど、グローバルな視点から只見町を考えるプロジェクト学習を展開した。また、新聞社やテレビ局などのメディアを通して、ユネスコスクールとしての取組について、町内外に広く発信した。</p> <p>○ 全小中学校での取り組み 学習の成果を、気仙沼市・洋野町と合同で開催した子どもサミット（オンライン）や、東京大学で行われた全国サミット（オンライン）、町内で開催された地域成果発表会において発信した。子ども達の学びやESDの成果について、町内外に広く周知し、ユネスコエコパークの推進や持続可能な開発についての住民の意識向上にも貢献した。</p>
財源	町一般財源他
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・只見愛をもち地域を支える人材、地域文化を継承していく人材の育成。 ・地球規模の広い視野で地域を見つめ直し、そのよさと課題を考え、よりよい未来の創造のために実行する力をもった人材の育成。 ・ユネスコエコパークや持続可能な開発に対する、住民意識の向上。
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組とSDGsとの具体的な関連性を明確にし、目標や学習意図を明確にすることで、教育効果の向上を図ること。 ・アンケートの継続実施により、事業の効果や課題について把握していくこと。 ・ユネスコ関連団体とのさらなる連携を通して、横のネットワークを構築していくこと。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町教育委員会②

事業名	伝統芸能保存推進事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input checked="" type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input checked="" type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見地域には、その歴史的、文化的背景を持って生まれた様々な伝統芸能が存在したが、近代化と過疎化の流れの中で、その多くは失われてきた。その中で、小林の早乙女踊りや梁取の太々神楽は現在も引き継がれているおり、後継者の育成を通じ、確実に次世代に継承する必要がある。また、その他、失われた伝統芸能についても、その復活の可能性を探る必要がある。それら伝統芸能の調査を進めるとともに、後継者の育成を進める。
実施期間	令和2年 12 月 日 ~ 令和3年 3 月 日
実施内容	① 明和小学校 1・2年生 13名 「大倉八木節」の所作を学ぶ 令和3年2月9日 3年生 8名 「小林早乙女踊」について学ぶ 令和2年12月21日 令和3年1月21日 令和3年3月3日・4日・12日・24日 4年生 11名 「梁取神楽」について学ぶ 令和2年12月15日 令和3年1月26日 令和3年3月10日・24日 令和3年2月26日（金）明和小学校にて芸能発表会を開催。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	後継者の育成が確実になされていると考えられる。
今後の課題と取組	各小学校でも地域の特色を生かした継承活動ができるように検討したい。また、伝統芸能の調査については、今後の課題である。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町教育委員会③

事業名	八十里越調査事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	越後と会津を結ぶ重要な幹線道路であった旧八十里越は、貴重な財源である歴史と文化を未来へつなぐ必要がある。新潟県三条市、魚沼市と連携し、八十里越（新道）を国指定文化財として登録する。
実施期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日
実施内容	①八十里越の調査（場所：新道） <ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月28日 只見町現地調査（大麻平 ～ 測量予定地終点） 令和2年6月30日 三条市・魚沼市・只見町調整会議 令和2年9月30日 八十里越調査保存整備委員会現地調査下見 魚沼市・只見町 令和2年10月21日～令和2年10月23日 八十里越調査保存整備委員会 八十里越調査保存整備委員6名、新潟県、福島県、三条市、魚沼市、只見町 令和2年5月19日～令和3年1月26日 八十里越測量調査の実施（大麻平から5.3km地点 ～ 0.92kmまで） 令和元年10月31日～11月9日 八十里越遺構調査の実施 ②八十里越リレー講演会の開催 担当魚沼市 新型コロナウイルス感染症対策のため中止。 ③八十里越調査保存整備委員会の開催（オンライン）未定 <ul style="list-style-type: none"> 八十里越調査保存整備委員・新潟県・福島県・三条市・魚沼市・只見町
財源	国庫補助金・町一般財源
事業によって得られた成果	三条市・魚沼市・只見町が国指定に向けて連携し事業を実施。八十里越を調査し、適切な整備・適切な活用をすることで、文化財が保存・継承される。また、国指定史跡に指定されることにより、交流人口の増加が見込まれる。
今後の課題と取組	次年度以降も国庫補助を活用し、遺構調査・測量調査を実施予定。三条市・魚沼市と連携し、国指定史跡を目指す。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

会津森林管理署南会津支署①

事業名	令和2年度カシノナガキクイムシ防除事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見町の民有林を中心に発生しているナラ枯れ被害の拡大を防ぐ。
実施期間	令和2年6月19日 ～ 令和2年10月31日
実施内容	ナラ枯れ対策の一環として、只見町役場、南会津農林事務所と連携し、国有林内と民有林内にナラ枯れの原因であるカシノナガキクイムシを誘引するためのおとり丸太とフェロモン材を設置し、誘引されたカシノナガキクイムシを燻蒸処理により捕殺を行った。
財源	国有林野事業費ほか
事業によって得られた成果	カシノナガキクイムシの誘因・燻蒸できたことにより、ナラの枯死被害を軽減した。
今後の課題と取組	おとり丸太でナラ枯れの被害の軽減を図っているものの、被害状況は一進一退なので、引き続きおとり丸太による誘引捕殺を実施していく。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

会津森林管理署南会津支署②

事業名	令和2年度希少野生生物保護管理対策委託事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	希少野生動植物種である猛禽類の生息環境の保全。
実施期間	令和2年8月1日 ～ 令和2年10月30日
実施内容	猛禽類等の生態や調査に知見を有する団体に、南会津地区の国有林内に生息する猛禽類を対象とした調査を委託し、生息状況や繁殖状況等を把握し、国有林野事業の実施内容に反映させる。
財源	国有林野治山事業費ほか
事業によって 得られた成果	今後、生物多様性に配慮した森林整備や災害防止事業を計画するための情報が得られた。
今後の課題と取組	令和3年度においては適切な時期に調査を実施する予定。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

会津森林管理署南会津支署③

事業名	令和2年度沼の平定点観測
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	地滑り地である沼の平における地形の変化を毎年観測し、必要に応じ事業計画に反映させる。
実施期間	令和2年6月24日、11月6日
実施内容	6月と11月に、南会津支署と只見町の担当職員が一沼の平の現地確認を行い、地滑りの状況等を観測した。また、年度末に、地域の関係者と今年度の観測結果とこの後の方針について情報共有を行う。
財源	国有林野治山事業費ほか
事業によって得られた成果	沼の平地域の保全と利用、災害防止について、地域関係者と現状の認識や今後の事業の計画等について共有が図られた。
今後の課題と取組	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、只見町と会津森林管理署南会津支署で現地を確認し、関係者に情報共有することとなった。 令和3年度は、例年どおり南会津支署、只見町、福島県の職員と地域住民で現地確認したいと考えている。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

福島県南会津建設事務所

事業名	入叶津道路改良事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input checked="" type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	八十里越道路（入叶津道路）は、一般車両が通行出来ない交通不能区間の解消を図ることを目的として、国土交通省・新潟県・福島県共同で、延長20.8kmの道路改良事業を進めている。
実施期間	昭和48年度～2020年代
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。） <ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 生態系の保全を図るため、哺乳類、爬虫類及び両生類等の動植物の生息及び生育状況の十分な調査把握を行うことにより、事業影響の回避及び最小化を図っています。対策としては、動物が道路上を横断する可能性があることから、道路の下に動植物の通路（アンダーパス）を整備しています。また、爬虫類及び両生類等について、道路上を横断することによるロードキルを低減するため、側溝から道路への這い上がり防止策を実施します。 猛禽類との共生を目指した道路整備 工事中も、モニタリングを実施し、猛禽類の営巣及び繁殖状況を確認しながら、猛禽類に配慮して施工を実施しています。 ※生息類の情報については、猛禽類の保護に係る法律等に基づき、控えさせていただきます。
財源	
事業によって得られた成果	・現在、道路上を横断することによるロードキルを低減するため、爬虫類及び両生類等について、側溝から道路に這い上がれない構造の擁壁工事を行っています。令和2年度は工事に着手する前の現地調査を行い、令和3年度から工事に着手する予定で進めています。
今後の課題と取組	・令和3年度から工事に着手する予定で進めており、今後もモニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきます。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町森林組合①

事業名	里山林整備事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	「人間社会と自然環境の共生」に資するため、持続可能な森林管理・集落社会の安定を図る必要がある。そのために居住地と接する荒廃の進む里山整備を実施し、野生動物の生息地を遠ざけ、人的危害防止を図る事業を実施する。
実施期間	令和2年度内
実施内容	福島県里山林整備事業補助金交付要綱に基づき集落区長からの要望を受け事業を実施する。
財源	福島県森林環境基金
事業によって得られた成果	①野生動物の生態・習性を学び、住民の生活圏を確保する手段を学び実践することができる。(棲み分け) ②居住地の里山環境を整備することによって、住・水・食環境が確保できる。(見通し、見晴らし改善) ③住環境の改善により、里山の野生植物等の活用が促進される。(山野資源活用拡大) ④気象変動による突発性豪雨被害の軽減を図ることができる。(植生改善：従来の里山回帰)
今後の課題と取組	※総合的に人の生活圏と野生動物の棲み分けを図る一環であり、里山がきれいになり喜ばれている。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町森林組合②

事業名	里山資源の再生可能エネルギー化推進事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	木質バイオマス化への取組として「薪ストーブ」燃料（広葉樹：薪）を供給する。
実施期間	平成30年度以降
実施内容	平成30年度に只見ユネスコエコパーク活動支援補助金を活用し、薪割り機を購入、雇用対策の一環として薪供給事業に取り組み、需要者へ提供した。 ■実績 平成30年度：生産量30m ³ （原木40m ³ ） 令和元年度：生産量26m ³ 、供給量12m ³ 令和2年度：生産量3m ³ 、供給量0m ³ 、
財源	町ユネスコエコパーク活動支援補助金（平成30年度事業）
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房用薪の需要拡大が図られた。 ・ 薪製造事業所が増加している。（2社）＝薪需要者の増加 ・ 新築家屋への薪ストーブ導入の検討
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薪用檜原木の需要が高い。（H30供給50m³、） ・ 再生可能エネルギー化・世界規模の温暖化対策促進 ・ 森林資源活用による成長産業化の育成 ・ 公共施設等実需事業所の増設（薪ストーブ・薪ボイラー・質由来のガス化発電・給湯等） <p>※地域内エコシステムの構築を図る。 ※循環型社会への構築・合意形成を図る。</p>

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町観光まちづくり協会

事業名	ふるさと只見案内人協会（只見町内ガイド育成事業）
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input checked="" type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	魅力ある町づくりの為にユネスコエコパークの町として自然の保護、社会経済の発展、そして地域を担う人材育成を意識しながら只見町の魅力を楽しく、安全に伝えることを目的とする。
実施期間	令和2年8月24日 ～
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会員が依頼者の要請に基づき任意の場所でガイド活動を実施した。 ・ 新規ガイド獲得のため、見習いガイドのガイド料補助を行い、育成を目指した。 ・ 只見町公認ガイド更新研修へ協会員が参加できるよう調整し、ガイドのレベルアップ、資質向上を目指した。 ・ 令和2年度の依頼件数は28件、延べ234名の利用者。
財源	町補助金およびガイド等事業収入、会費
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 只見町公認自然ガイドの実務的な組織として、町内外の町内外のガイド依頼を受託。 ・ 新規ガイド1名を育成、協会員は24名となった。
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍で研修等が予定通り実施できなかった。新しい生活様式に基づいた研修を実施した。 ・ すべての公認自然ガイドが入会していない為、今後は入会をすすめ、ガイド団体の統一化を目指す。 ・ ガイドの高齢化が進んでいるため、若いガイドの確保、育成に力を入れていきたい。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

伊北地区非出資漁業協同組合

事業名	水産資源維持管理事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input checked="" type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパークの町として魚族の保護と多様な活用を図りながら水産業の振興を図る。
実施期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日
実施内容	1) イワナ・ヤマメの放流による魚族生態系の保全(11月) 2) ワカサギの増殖事業による魚族生態系の保全(6月) 3) カワウ駆除による魚族生態系の保全(6月―11月) 4) ブラックバスの駆除による魚族生態系の保全(6月―9月) 1)～4)については魚族の生態系保全に不可欠な事業として実践 5) 河川清掃・魚道管理による魚族生存環境の改善・維持(4月―11月) 6) 小学生による放流体験(11月)
財源	財源の一部補助があるも実施に当たっては100%の補助を希望する
事業によって得られた成果	1)、2) 魚族の保護・保全による個体数の増殖に努めた。 3) 駆除作業の継続により被害を抑制したが捕殺にも限度があり難しかった。 4) 捕獲には困難を伴ったが、地道な作業を継続し、外来魚の増加数を抑制に向けて取り組んでいる。 5) 産卵の為に逆上する魚族の障害物の撤去や「ませば」人口産卵場所の造成によるふ化率向上に努めた。
今後の課題と取組	釣り客の減少、川魚の食離れ、原発事故の風評被害への対応を図りながら水産資源の活用や観光産業との連携を図っていきたい。組合事業の地域貢献事業として保育園児・小学生を対象としたイワナの放流体験活動も実施したい。 また在来イワナについても町と連携し水産産業振興の大きな柱としていきたい。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

西部非出資漁業協同組合

事業名	朝日小学校・イワナ稚魚放流体験事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	増殖事業を通じて自然環境に関心を持ってもらう
実施期間	令和2年10月22日
実施内容	朝日小・低学年を対象として黒谷川でイワナの稚魚を放流した。増殖事業を通じて自然環境の悪化による魚類の減少を学んでもらいました。
財源	自主財源
事業によって得られた成果	子供たちに魚への関心を持ってもらえたと思う。
今後の課題と取組	

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

朝日婦人会

事業名	朝日婦人会 家庭からのエコ活動
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	身近な生活の中でできる自然環境の保護・保全に取り組む
実施期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日
実施内容	4月 総会資料にてリサイクル運動、マイバックの推奨 8月 会議にてリサイクル運動、マイバックの推奨パンフレット配布 8月、10月 EMせっけんづくり、年間通じ販売
財源	
事業によって得られた成果	目に見える効果は、正直なところわかりませんが、プラスチックゴミによる甚大な環境被害が報じられる中、ゴミの分別などの環境に考慮する意識は高まっていると考えます。
今後の課題と取組	環境にやさしいEMせっけんを作り、販売していますが、昨年は観光客の減少もあり、売り上げが伸びませんでした。EMせっけんをしっている方は使ってもらっていますが、試供品などもつくってみようかと思っています。

報告事項について

電源開発株式会社東日本支店田子倉電力所

報告事項名	滝調整池堆砂処理計画の確実な実施に伴う土砂置場の設置について
内容	<p>背景：当社では、滝調整池堆砂処理計画として、土砂体積に伴う洪水水位上昇による浸水被害防止のため、流入し堆積している土砂を浚渫等しています。年間 10 万m^3程度の土砂を継続的に浚渫等行う必要があるため、搬出（保管）する場所が必要となっています。なお、撤去した土砂の一部は有効利用の推進に努めています。</p> <p>事業内容：滝調整池から浚渫等した土砂を搬出（保管）するため、蒲生川上流北山地区に土砂置場を設置し、令和元年 9 月より搬入を行っています。 場所：只見町蒲生区北山地区 面積：約 40,300 m^2</p> <p>取組み：本土砂置場がユネスコエコパークのエリア内（移行地域）に設置されていることに鑑み、土砂置場の設置、土砂の運搬に際しては、関係する河川法、森林法、自然公園条例および景観条例等、既存の法令等の申請・届出にあたり、只見町をはじめ関係機関と相談のうえ、所要の許認可を得て実施しています。</p> <p>今年度は、本作業範囲内にアカハライモリやミクリ等の動・植物を確認したことから、貴町からの要望及び専門家の意見を踏まえ、隣接する社有地内に類似環境を整えてから移植を行いました。</p> <p>土砂置場排水設備における両生類の保護または退避対策も行いましたが、来年度も状況を確認しながら改善するように進めます。</p> <p>土砂の運搬にあたりましては、土砂運搬に伴う路面損傷について適切に補修を行い、地元の皆様にご理解を頂いたうえで安全確保と生活環境への配慮を行い、実施しています。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

令和2年度 只見 BR ロゴマークの申請・承認状況について

No.	使用内容	申請者
1	只見町総合パンフレット	只見町役場観光商工課
2	返信ハガキ	自然首都・只見誘客推進事業実行委員会
3	書籍「新・うつくしま百名山」広告内掲載のため	只見町役場観光商工課
4	只見ふるさとの雪まつりポスターカレンダーデザイン使用	自然首都・只見誘客推進事業実行委員会
5	福島民報紙面における只見産米等の PR 広告へ使用のため	只見ふるさとの雪まつり実行委員会
6	只見町 PR ポスターへの使用	只見町役場農林建設課
7	「自然首都・只見」学術調査成果発表会チラシ	只見町役場地域創生課



国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
1	<p>(全般的事項)</p> <p>国道289号八十里越道路（以下、八十里越道路）の周辺は、只見ユネスコエコパークの緩衝地域にあたり、只見ユネスコエコパーク内でもとりわけ自然度の高いブナ林など自然環境が存在し、生物多様性の豊かさを象徴する大型猛禽類のイヌワシ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類）・クマタカ（種の保存法に基づく国内希少野生動植物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類）、大型哺乳類のツキノワグマ（IUCNレッドリスト 危急種）・ニホンカモシカ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定）、小型哺乳類のヤマネ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定）・クロホオヒゲコオモリ（環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類）、希少植物のヒメサユリ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧）・オオシラヒゲソウ（福島県野生動植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動植物）、近年新種記載されたタダミハコネサンショウウオなどの両生類、分布南限となる昆虫類などの多様で希少な野生動植物が多数生息・生育する地域である。それらの保護・保全に取り組むことは只見ユネスコエコパークの関係者が担う国際的な義務と責任である。</p> <p>八十里越道路の開設は、只見ユネスコエコパーク域内の住民の生活の向上に寄与することが期待される一方、自然生態系への深刻な影響が懸念される。本道路をユネスコエコパークの理念に沿った地域発展につなげるために、現時点でできる限り軋轢の可能性を排除し、多様な価値観を持つすべての住民に歓迎されるものとなることが望まれる。および将来、この道路が只見ユネスコエコパークに存在することの意義や影響について、世代を超える超長期の視点から多角的に分析することは、ユネスコエコパーク域内の貴重な自然に道路を開設する選択を行った地域の社会的使命と捉え、それに資する準備をすべきである。それゆえ、ユネスコエコパークの目的である自然環境と人間社会の共生を実現および只見ユネスコエコパークの「豪雪に育まれた自然環境と生活・文化を守り・活かす」という精神を実現するための連絡・調整、課題解決を目的とし、只見ユネスコエコパークを推進する当事者である只見ユネスコエコパーク推進協議会及び構成員においては、八十里越道路の開設に伴う諸問題についての解決を図るようあらゆる方策を検討し、実行に移すことを求めたい。さらに、只見ユネスコエコパークは2024年のユネスコ本部への定期報告を控えており、その中で八十里越道路の開設に係る課題への対応が報告され、自然と人間活動の調和・共生を実現するモデルケースとして国際的に情報発信されることを期待したい。</p>	
2	<p>1-① 「八十里越道路環境検討委員会」への地元組織の参加</p> <p>既に八十里越道路工事は進められているが、道路工事の影響に関し、地元住民の意見を反映させるしくみが不足している。八十里越道路沿線の自然環境や野生動植物の保護・保全、および地元住民が入会権を持ち利用してきた生物資源の維持管理のためにも、それらに関する現況や実態を熟知している地元住民の議論への参画は不可欠と考える。生態系の改変を伴う公共事業において、地域の自然を慈しみ生態系サービスを享受してきた地元住民の知見を事業に反映させることは、ユネスコエコパークの制度の理念や目的とも合致する。それはユネスコエコパークに望まれる合意形成のプロセスとしても重要である。以上のことから、八十里越道路の環境保全対策の検討を行う「八十里越道路環境検討委員会」（事務局：国道交通省長岡国道事務所・新潟県三条地域振興局地域整備部・福島県南会津建設事務所・業務受注者）に、地元住民および住民を包括的に代表する組織である只見町を委員として参加させることを求めたい。</p>	<p>(南会津建設事務所) (長岡国道事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八十里越道路環境検討委員会は、国道289号の八十里越道路の工事着手にあたり、その具体的な環境保全対策の検討を行うことを目的として学識経験者で組織する本委員会を設立しており、委員会にて猛禽類、希少動植物等の保全措置等について意見をいただき、適切に事業を進めています。 ・只見町には只見ユネスコエコパーク推進協議会の代表として、地元意見、調査等の要望、保全方法等の調整について適宜ご協力いただきたい。
3	<p>1-② 只見町が定める「只見町の野生動植物を保護する条例」の遵守</p> <p>只見町は「只見町の野生動植物を保護する条例」を定めている。工事実施者にも本条例の遵守を求めたい。具体的には、工事実施者には、本条例に基づく保護対象種およびその生息・生育場所を特定し、保護・保全を図ることが求められている。また当条例に抵触する事案が発生した場合には、工事実施者は只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ、解決する必要がある。</p>	<p>(南会津建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「只見町の野生動植物を保護する条例」を遵守するよう工事関係者へ周知していきます。 ・また当条例に抵触する事案が発生した場合には、只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ解決します。 <p>(只見町) 工事実施者である長岡国道事務所、南会津建設事務所に対して、改めて、「只見町の野生動植物を保護する条例」にかかる保護対象種などの情報提供を行い、当該条例に抵触する事案が報告あった場合は共同で対策を講じることとします。</p>
4	<p>1-③ 大型猛禽類（イヌワシ、クマタカ等）が存続できる静寂な繁殖環境の確保</p> <p>八十里越道路の周辺は貴重な野生動植物の生育・生息場所であるために、その場所を特定し、その保護・保全を図ることが求められる。特に、大型猛禽類のイヌワシ、クマタカ等については、八十里越道路の全沿線が生息環境となっており、それら大型猛禽類の存続に不可欠な静寂な繁殖環境を確保することが不可欠である。したがって、そのためのモニタリング調査を継続して実施するとともに、そこから得られた科学的知見に基づいて必要な対策を検討し、実施するべきである。とりわけ、イヌワシの営巣地周辺では、営巣地が人間に直視されないような対策を講じることを期待したい。</p>	<p>(南会津建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静寂性について、モニタリングの継続により大型猛禽類の繁殖状況を確認し、繁殖が確認された場合、工事工程等の調整により影響の最小化に努めます。 ・営巣地が人間に直視されないような対策について、現在までは工事箇所から直視できる位置での繁殖は確認されていませんが、そのような状況が確認された場合、適切な対策を講じることを検討し、対応してまいります。

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
5	<p>1-④ 野生動物の移動回廊の確保 八十里越道路の周辺は野生動物の生息場所であることから、道路建設時及び道路供用後の野生動物の移動回廊を確保する必要がある。そのためには、まず道路を利用する野生動物のモニタリング調査を的確に実施し、そこから得られた科学的知見に基づき、対策を検討し、実施に移すことが原則となる。野生動物の移動ルートに関する調査は平成17年に実施されたのみで、この際も5月と8月の合計4日間しか実施されておらず、その結果には生息している動物種の情報が抜けているなど十分な調査結果が得られていないと言いが難い。また、平成17年から現在に至るまで相当年が経過しており、追加の調査の実施も必要であると考えられる。現状においても道路周辺が野生動物の生息場所であることは明らかであり、野生動物の道路横断は避けられない問題であると考えられる。したがって、道路全線において道路利用者に対して道路が野生動物の移動ルートであることの周知を道路標識の設置等を行い、保護を求める対策を講じることが第一に必要であると考えられる。さらに、野生動物の道路移動が多い箇所においては、より積極的に野生動物のロードキルを防ぎ、また、道路利用者の安全を確保するためにも、自動車等の走行速度を減速させる措置を講じることが有効であると考えられる。特に、野生動物の道路移動が多いとされ、道路が直線のため自動車等の走行速度が上がりやすいことが予想される白沢平及び大麻平付近の間では（写真1）、運転者に野生動物の移動を周知させる道路標識の設置は当然のことながら、野生動物と自動車等の運転手の安全が確保できる制限速度を設けるべきである。さらに積極的に自動車等の走行速度を減速させるための措置として、ハンプhumpやハンプbumpなどの道路構造物の設置についても検討することを期待したい。</p> <p>一方、すでに道路建設者側で、野生動物の道路移動が多い箇所においては野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防止策の設置を検討されているが、これは野生動物の移動ルートを寸断するばかりでなく、侵入防止柵より道路側に野生動物が侵入してしまった場合に野生動物は速やかに道路外に逃げることができず、結果的に事故等につながる危険性が高い。また、現状、侵入防止柵により寸断された移動ルートを代替する経路の確保も検討されていないようである。以上のことより道路沿線に野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防護柵の設置は行わないことが望ましい。</p> <p>両生類（サンショウウオなど）の道路横断が予想される白沢平付近においては、まず、活発に活動する産卵期（4-6月）の夜（雨天時）の道路横断の実態を調査して科学的な知見を得るとともに、現在設置されている道路横断ボックスカルバートの両生類の利用状況についてのモニタリング調査を行い、当該施設の有効性についての検証を行う必要がある。そのうえで、道路供用後の対策を検討、実施する必要がある。現状考えられる具体的な対策としては、道路利用者に対する両生類の道路横断に関する注意喚起を促す整備（季節的な注意喚起看板の設置など）や道路面に両生類のための横断溝（スリット）の設置が考えられる。</p>	<p>（南会津建設事務所） ・令和2年度調査より、哺乳類調査を実施します。</p> <p>・警戒標識（黄色看板）の設置を実施します。</p> <p>・当該地区は、全国的にも有数の豪雪地帯であり、冬期間においては除雪が必要です。ハンプ・ハンプの設置は、段差による走行車両のスリップを誘発するばかりではなく、除雪作業の弊害になり、除雪作業の遅れ、サービス水準の低下が懸念されます。そのため、区画線を立体的に見せ、幅員狭小と見せることにより、速度抑制の対応は可能と考えます。</p> <p>・動物侵入防止柵は設置しません。なお、移動ルートについて調査を行い、必要な対策を実施していきます。</p> <p>・令和2年4月より、サンショウウオ類を対象とした、夜間を含む横断実態及び産卵状況の調査を実施しています。</p> <p>・過年度より、ボックスカルバートの利用状況調査を実施してきており、今後も継続して実施します。また、その調査の中で、側溝を這い上がり道路を横断することが確認されたため、実証実験を実施し、道路に這いあがれない構造とし、ボックスカルバートへ誘導する工夫をした工事を実施します。</p>
6	<p>1-⑤ 側溝等の野生動物への非トラップ化 路面排水のために側溝（U字溝）、集水枡、暗渠等が設置されているが、一部箇所を除き、小動物（小型哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫など）が側溝（U字溝）や集水枡等の構造物に落下した場合、これら構造物に小動物が脱出するための機能が設けられていないため、脱出は困難であり、死亡することが考えられる。従って、側溝に関しては、落下した小動物（小型哺乳類、両生爬虫類、昆虫など）の側溝からの脱出を確保するため、側溝設置区間に原則10-20m間隔で、特に溪流などの小動物の生息域付近・両生類の産卵場所付近・側溝が深い場所についてはより密な間隔で保護側溝（山側方向に緩傾斜の斜面など）を設置する必要がある。また、集水枡においても同様に小動物が落下した場合の脱出を助ける構造を設ける必要がある（写真2）。さらに、側溝などにより集水された雨水を溪流・河川や山地斜面などに流す場合、流水を放出する人工構造物と溪流・河川や山地斜面との間の連続性が断たれているケースがあり（写真3）、これらについては連続性を確保する必要がある。</p>	<p>（南会津建設事務所） ・モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を検討していきます。</p>
7	<p>1-⑥ 融雪剤を含む流水による両生類の生存への悪影響の回避 融雪剤CaCl₂の散布がサンショウウオ類の卵や幼生に対して孵化率や生存率の低下をもたらしていることを示唆する研究（照井2018）がある。豪雪地帯を貫く八十里越道路においても冬季は融雪剤が散布されることが予想されるため、融雪剤を含む流水が両生類の産卵（池）地となるような滞水池に流れ込まないような道路施設構造および道路管理方法とする必要がある。</p>	<p>（南会津建設事務所） ・融雪剤を含んだ水が溜池に流れ込まないように、排水工を設け、そこで受けるよう工夫を実施しています。また、塩化物不使用の環境配慮型融雪剤の使用も検討します。</p>

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
8	<p>1-⑦ 道路を横断する小渓流の連続性の確保 小渓流は野生動物の生息環境であるが、これまでにそうした小渓流を横断する形で道路が建設され、道路横断物の渓流は暗渠といった人工構造物に取って代わっている。これまで設置された暗渠にはヒューム管などが使用されているものが多くみられるが、これは野生動物の移動を妨げてしまう問題がある。したがって、既設でヒューム管などを使用している場合は、野生動物の移動を妨げない構造物への交換や移動を促す構造物への改修の検討を期待したい。今後新たに設置する場合は、渓流沿いに生息する野生動物の移動を妨げないような構造物の使用することが必要である。また、暗渠に使用する構造物と下流に接続する河川・渓流、山地斜面との間に連続性についても確保する必要がある。</p>	<p>(南会津建設事務所) ・令和2年度調査において、野生生物の種類と移動経路の把握を行い、保全上重要な箇所の把握を行っています。 ・道路の下に動物移動用通路（ボックスカルバート）を整備済みですが、今後それらの通路が高頻度で利用されるよう、通路への誘導対策や通路に侵入する際の障害等の解消を検討します。</p>
9	<p>1-⑧ 道路照明灯による野生動物への影響の回避 道路照明灯の光は、野生動物の行動に影響を与える恐れがある（昆虫の誘引、コウモリの夜間行動など）。したがって、八十里越道路の道路沿線やトンネル内に道路照明灯を設置する場合、照明灯には昆虫類、鳥類、哺乳類などの野生動物の行動に影響の少ない種類を選定し、使用する必要がある。また、それら照明灯の光は道路使用上の安全を確保する必要以上に拡散しないようにする必要がある（シェードの設置など）。</p>	<p>(南会津建設事務所) ・当該路線の照明には、ルーバータイプ（光の漏洩を極力少なくする）の照明や昆虫の誘引特性の小さい光源のLED照明の採用を検討し、野生動物への影響の低減に努めます。</p>
10	<p>1-⑨ 水生生物のための水質や渓流環境の保全 道路沿線の流域の河川にはイワナなどの水生生物が生息しているほか、地元漁協による漁業権が設定されている。従って、道路工事に伴う濁水などの渓流への流出を最小限に留め、魚族の保全に努める必要がある。また、工事に使用した資材のうち、渓流内に放置されている資材が見受けられるため（写真4）、道路供用後の管理・運用に不必要な資材については撤去し、渓流環境を保全する必要がある。</p>	<p>(長岡国道事務所) ・水質や水生生物の保全のため、道路供用後の管理・運用に不必要な資材は供用までに撤去してまいりたい。</p>
11	<p>1-⑩ 外来生物の侵入予防 道路工事は一般に、自然生態系を攪乱しつつ多くの人物が往来しながら進行するので、外来生物が侵入しやすい。それらの一部は周囲の未改変地にも拡散し、在来の野生生物種に深刻な影響を与える懸念がある。しかしそうした侵略的外来種に対して、事後的な対策は極めて困難である。侵略性の強弱の予測も難しい。したがって外来種全般について、なるべく侵入・拡散が生じないように、予防措置を講じることを求めたい。</p>	<p>(南会津建設事務所) ・特定の外来生物のみの侵入予防措置は、困難と考えます。</p>
12	<p>1-⑪ 緑化 道路建設工事により改変された道路周辺環境は修復・再生することが求められる。現状、道路工事により生じた掘削法面や盛り土の裸地について緑化の検討と実施がなされているが、緑化を実施するにあたって第一に現況の調査を実施し、科学的な根拠に基づいたユネスコエコパークにふさわしい緑化目標やロードマップを策定するべきである。現状における緑化対策で、誤った認識に基づく緑化目標が設定されているところが見受けられた。また、緑化目標やロードマップの策定にあたっては、八十里越道路の周辺は自然度の高い環境が存在する場所であることや開通までの時間が残されていることから、時間スケールを考慮し、植生遷移の考え方も取り入れるべきである。緑化を実施する際は外来種を持ち込まないこと、遺伝子攪乱を行わないことが厳しく求められる。さらに、植生回復が適切に行われているかのモニタリング調査を実施し、その結果をもって適宜対策を検討、実施することが求められる。 緑化目標やロードマップの策定を進めるにあたっては、道路周辺では既に様々な立地条件で異なる時期に掘削法面や盛り土等が造成され、それぞれの場所で植物が侵入、自然に植生が回復している様子が観察できる（写真5～9）ため、これらの様々な立地と異なる工事時期の条件で現況の植生調査を行い、そこから得られる科学的データが大いに役立つと考えられる。 大麻平の大盛土の平地ではブナの苗木を植栽することが検討されているが、現状、植生が自然に回復している箇所も見られ（写真5、6）、道路供用までの時間も残されていることから、原則、必要最小限の植生回復のための補助工事にとどめ、植生は植生遷移の考え方に基づき自然回復に委ねることも検討すべきである。盛土の斜面でも、原則植生の自然回復を期待しつつも、現在、一部に雨水による斜面の浸食が見られるため、丸太を使用した簡易な土留工や木柵工あるいは生分解性ネットを設置し、土砂流亡を防止する対策を同時に実施することも検討すべきである。</p>	<p>(南会津建設事務所) ・植生は客土吹付けのみにとどめており、自然に種が舞って発芽するのを待つ対応をとっています。また、客土吹付した法面が浸食されているところは、土砂流出を最小限に防止する対策を検討します。 (長岡国道事務所) ・大麻平の高盛土の対応については、八十里越道路環境検討委員会にて意見をいただき、緑化を進める予定であるが、福島県農林事務所及び只見町と協議を進めて対応してまいりたい。 (只見町) ・大麻平の高盛土地については、当該地が只見町の所有地であり、長岡国道事務所に使用いただいているものであります。緑化いただくものとなっていますが、望ましい形について只見ユネスコエコパーク支援委員会の意見を伺いながら、長岡国道事務所と協議して参りたい。</p>

(個別的事項)

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
13	<p>八十里越道路はその供用により、道路沿線の自然環境や生物多様性に大きな影響を与えることが予想される。したがって供用後も引き続き、適切な方針のもとに管理運用を行うことが望まれる。当該地がユネスコエコパークの緩衝地域であることを踏まえ、方針の骨子としては、1) 原始的な自然生態系への影響、および地元住民の生態系サービスの利用への影響を最小化するための最大の対策を行うことを基本とする、2) 事前の影響予測によって、供用前に管理運用計画を策定して必要な対策をとること、3) 検証可能なように、自然環境や動植物を対象としたモニタリング調査は供用前に開始し、供用後も長期間にわたって行う、4) 事後のモニタリングには交通量や人の立ち入りなど、道路の利用に関する項目も含める、5) それらのモニタリング調査の結果を踏まえ、管理運用計画は順応的に変更する、6) 一連の取り組みには関係する多様な主体が参画する。とりわけ管理運用計画の策定には地元住民の知見や意見が反映されるようにする。そのために情報共有と協議、意思決定を行うための包括的なしくみを策定する、の6点を強調したい。下記に具体的に検討すべき個別課題と対策案を記す。</p>	<p>(南会津建設事務所) 1) モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきます。 2) モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきます。 3) モニタリング調査については、毎年継続で実施しており、環境検討委員会の中でも、供用後の調査継続の意見が出ていることから、モニタリング調査を実施していきます。 4) モニタリング調査及び交通量調査を実施していきます。 5) モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきます。 6) 只見ユネスコエコパーク推進協議会において要望を頂く他、電話やHPにて頂いたご意見・ご要望などに対応していきます。</p>
14	<p>2-① 情報共有 工事中の既存道路の管理・運用方法について地元への情報提供がほとんど無い現状を鑑み、供用後の状況が懸念される。専門家および道路周辺の地権者（国有林）、只見町、地元住民の意見を、道路の管理・運用方法の検討・決定プロセスに反映する機会を求めたい。道路供用後に生じる課題についても、関係者で情報を共有し、ユネスコエコパークにふさわしい対策を検討し、実施に移すことが求められるとともに、そのための協議・調整の場の設定が必要である。</p>	<p>(南会津建設事務所) 福島県の道路管理要領等に基づき、適切に道路管理してまいります。 供用後の道路管理につきましても、引き続き電話やHPにて頂いたご意見・ご要望などに対応してまいります。</p>
15	<p>2-② 事前評価と連続した事後評価 道路周辺に生息する野生動物のモニタリングを道路供用前から行い、管理・運用の方法に反映させる必要がある。</p>	<p>(南会津建設事務所) モニタリングについては、毎年継続で実施しており、環境検討委員会の中でも、供用後の調査継続の意見が出ていることから、モニタリング調査を実施していきます。</p>
16	<p>2-③ 法令順守 道路利用者に対して「只見町の野生動植物を保護する条例」が遵守されるように特段の配慮を行う必要がある。具体的には、当該条例周知のための看板・横断幕等の設置や只見町野生動植物保護監視員による道路利用者に対する当該条例に関する指導を行うことが考えられる。</p>	<p>(会津森林管理署南会津支署) 只見町が、当該条例周知のための看板・横断幕等を、道路敷外の国有林野内に設置する必要がある場合、貸付手続等について助言の予定。</p> <p>(福島県南会津地方振興局) ○ 県では、福島県自然環境保全条例に基づき、県内に所在する国立・国定、県立自然公園及び自然環境保全地域・緑地環境保全地域において、自然保護指導員を配置し、公園利用者や各種行為者等への指導を行うとともに、自然環境、公園施設等の状況について、所轄振興局に業務報告を行っている。 ○ 只見町については、越後三山只見国定公園（只見分）、只見柳津県立自然公園（只見分）に、各1名を配置している。管内15名配置。</p> <p>(只見町) 当該条例を周知する看板・横断幕等を会津森林管理署南会津支署や福島県南会津建設事務所、地元集落等に相談・許可を得ながら設置することとします。また、只見町野生動植物保護監視員の活動による指導も行っています。</p>

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
17	<p>2 道路供用後の道路の管理・運用に関すること</p> <p>2-④ 希少個体群の保全 道路沿線の流域の河川はイワナなどの水生生物の重要な生息地であり、さらには地元漁協による漁業権が設定されている。イワナについては、只見地域の在来種であるニッコウイワナ（只見町の野生動植物を保護する条例に基づく只見町貴重野生動植物種に指定、準絶滅危惧種（新潟県等））が生息している可能性がある。道路供用により、これら漁業源の乱獲が予想されるため、漁業資源と魚族の地域的な遺伝子の保護・保全のため禁漁区（保護河川）の設定を検討する必要がある。保護河川の候補地としては、比較的入渓しやすい木ノ根沢とニッコウイワナの生息の可能性ある叶津川源流部が考えられる。</p>	<p>(伊北地区非出資漁業協同組合) 町と協力し、ニッコウイワナなどの生息調査を実施し、禁漁区域と活用区域を設定する。守るところは守る、活用するところは活用するという方針を町内外にわかりやすく発信していく。</p> <p>(只見町) 伊北地区非出資漁業協同組合の要請に応じ、在来イワナの生息分布調査などに協力していきます。</p>
18	<p>2-⑤ 地元住民の入会権行使の継続とそれに基づく活動環境の確保 八十里越道路周辺の山林原野は国有林および民有地であり、ここでは歴史的に地元住民が入会権に基づき山菜・きのこの採取や薪炭材生産などで林産資源を持続的に利用しながら生活をしてきた。八十里越道路周辺は、只見ユネスコエコパークの精神である“豪雪に育まれた自然と伝統的な生活文化を守り、活かす”を体現する核心的地域であり、入会権は只見ユネスコエコパークの存立を左右する基礎的事項である。入会権を有する地元集落（叶津、入叶津）では、かつてのような林産資源の利用の規模はないものの、入会権の効用が広く認識されており、入会権継続の希望があった。また、八十里越道路が開通後の道路からの入会地への侵入者による不法採集のほかゴミの不法投棄を、住民は第1に恐れている。住民の中には、不法採取者と遭遇した際、暴力的に脅迫された経験をもつものもあった。したがって、八十里越道路の供用後においても地元住民の入会権とそれに基づく活動ができる環境を確保する必要がある。対策として、警察との協力に基づく、監視カメラ設置、監視員配置、携帯電話基地局設置による通報体制、只見町独自の条例等の上乗せ規制等が考えられた。これら対策には一定の効果が期待できる一方、いずれも効果は限定的であるため、此等の組み合わせや新たな方策等の工夫が必要と考えられる。</p>	<p>(会津森林管理署南会津支署) 当該地域の国有林における地元住民の入会権については、当支署と叶津共用林野組合との普通共用林野契約が該当する。本契約は、これまでも5年毎に更新してきており、特段の事案が発生しない限り契約更改は可能である。また、現在、支署において実施している林野巡視および共用林野組合が設置する注意喚起の看板以外に、入会権に基づく環境を確保するための施設を国有林野内に設置する必要が生じた場合、貸付手続等について助言の予定。</p> <p>(福島県南会津地方振興局) ○ 県では、不法投棄防止に向けて、以下の取組を行っている。 ①産業廃棄物不法投棄監視員の設置 管内に7名配置（只見町1名）し、監視パトロール、情報収集、啓発、不法投棄等行為に対する指導等を実施。 ②業者委託による監視パトロール 毎年4～12月の間、県では休日及び平日夜間において警備会社による監視パトロールを実施。※令和元年度の管内での実施回数は98回。 ③産業廃棄物適正処理監視指導員の配置 いわきを除く県内6地方振興局に警察官OBを1名配置。年間約190日の監視活動等を実施。 ④不法投棄監視カメラの設置 不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置。 ○ また、県では、県・市町村等の行政主体による監視に加え、地域住民等による日常的な監視体制づくりを推進するため、「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業」により、地域での啓発活動や監視パトロール活動、地域環境整備活動への支援を行っている。</p> <p>(只見町) 通信環境の確保のため、携帯電話基地局の設置を要望していきます。また、会津森林管理署南会津支署、福島県南会津地方振興局の既存の監視体制に加え、警察、地元住民の協力に基づく監視体制の構築を検討して参ります。只見町独自の条例による規制については、研究の上、検討して参ります。</p>
19	<p>2-⑥ 作業道等の利用 現在、八十里越道路から周辺林分へアクセスできる作業道・歩道などが設けられているが、現状のまま道路供用が開始された場合、道路利用者がこれらのアクセス路から周辺の森林や河川へ入ることを可能にし、自然環境の破壊・改変や野生動植物の違法な採取・捕獲が横行することが強く懸念される。従って、道路供用にあたってはこれらアクセス路の適切な管理を行う必要がある。例えば、沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する作業道については、沼ノ平及び作業道周辺の湖沼に生息する貴重な野生動植物（吉井ほか2013）の保護・保全を図るためにも、入り口にゲートを設置、施錠するなどの対策を講じる必要がある。また、大麻平付近に存在する旧八十里越明治新道については、現在、只見町教育委員会が国指定の史跡化を目指すとともにその活用を検討しているため、検討結果を待ち、原則利用を不可としつつガイド付きの限定的な利用などを検討するのが望ましい。</p>	<p>(会津森林管理署南会津支署) 沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する治山管理用道路については、令和2年度、入り口にゲートを設置、施錠のうえ、関係者以外進入禁止の標識を設置の予定。</p> <p>(南会津建設事務所) 道路管理上、道路利用者に対しての立入防止対策を講じます。 なお、各箇所へのアクセス道の入り口にゲート等の設置については、地域との協議の上対応を検討し、道路管理上必要な管理を行います。</p> <p>(只見町教育委員会) 現在2市1町（新潟県三条市、魚沼市、福島県只見町）で調査を進めるとともに今後の整備、活用について検討しています。旧八十里越明治新道には、危険な場所等もあることからガイド付きの限定的な利用が望ましいと考えています。なお、今回の答申内容を2市（新潟県三条市、魚沼市）と情報共有し、今後どのような活用ができるか検討してまいります。</p>

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
20	<p>2-⑦ 駐車スペースの利用 現在、八十里越道路には自動車等の走行路線のほか自動車等が駐車可能なスペースが設けられている。また、今後についても道路に接続するように除雪車等の旋回場が設けられる予定となっている。これら道路施設についても、アクセス路同様にそこを拠点とした道路利用者による周辺の森林や河川へのアクセスを可能とし、自然環境の破壊・改変、野生動植物の違法な採取・捕獲が横行する可能性が高い。従って、そうした可能性のある道路施設については適切な管理の方法を検討し、実施に移す必要がある。</p>	<p>(南会津建設事務所) 道路管理上、道路に接続する除雪車等の転回所において、道路利用者に対する立入防止対策を講じます。 なお、地域との協議の上対応を検討し、道路管理上必要な管理を行います。</p>
21	<p>2-⑧ 対策案 ⑤～⑦の対策の柱として、浅草岳入叶津登山口駐車場から県境までの区間に、観光用駐車スペースは設けず、道路利用者には道路を横断する野生動物への注意を払いつつ速やかに通過してもらうことが有効だと考えられる。ただし、道路周辺の地元住民の入会慣行、土地所有者が有する権利等が守られるような限定利用の駐車スペースは確保する必要がある。</p>	<p>(只見町) 只見ユネスコエコパーク支援委員会の答申を踏まえ、国道289号八十里越道路（福島県側）沿線に観光用駐車スペースを設けることは希望しません。また、道路利用者が道路を横断する野生動物へ注意しつつ速やかに通過するとともに、地元住民・土地所有者の諸権利の確保を両立する有効な方法を研究の上、検討して参ります。</p>

令和 3 年 3 月 8 日

只見ユネスコエコパーク推進協議会
会長 渡部 勇夫 様

只見ユネスコエコパーク支援委員会
委員長 崎尾 均

第 12 回只見ユネスコエコパーク支援委員会会議の討議結果

只見ユネスコエコパーク支援委員会（以下、支援委員会）は、只見ユネスコエコパーク推進協議会（以下、協議会）より提示された 2020 年度活動報告について討議した結果、以下の様な討議結果をまとめるに至ったので報告します。

1. BR 推進の拠り所を確立するための只見 BR 推進条例（仮）の制定

ユネスコエコパーク（以下、BR）は人間と自然との調和と共生を図るユネスコ MAB 計画のモデル地域であり、高い理念と目的をもって管理運営されるものです。また、BR 世界ネットワークにおいてその戦略が策定され、各 BR ではその戦略に則した BR 活動の実施が求められます。その一方、こうした活動は個々の BR 地域の自主的・自発的活動に委ねられており、その成否はひとえに登録地の取り組みに左右されます。只見 BR に関して言えば、BR 活動自体は、地域づくりの根幹と位置付けられ、「自然首都・只見」構想の推進する手段・戦略と推進されてきた経過がありますが、このことが成文化され、公的に認知されたものは、期間限定的な「地域振興計画」のみであると思います。

そこで、只見 BR の推進の長期的な戦略性を保証する基礎的手段の一つとして、只見 BR 推進条例（仮称）を制定すること提案します。内容については今後の議論が必要ですが、①只見町の自然・文化を踏まえた持続的な地域社会の形成、②住民と町の協調・共同による創造的な地域社会の管理・形成、③BR の理念を枠組とした環境の保全・形成などを謳うこととなります。これによって今後の只見町において、BR 推進に関わる長期的方針を共有され、より確固とした BR を核とした地域づくりを推進することが出来ると思います。是非とも条例制定を実現し、地域住民の決意と覚悟を明文化することを期待します。

2. 只見町の令和 2 年度ユネスコエコパーク推進事業について

BR の推進のためには、住民による自主的な運営が基礎となると考えられます。令和 2 年度の只見町の実施した BR 推進事業においては、BR の 3 つの機能に関連した事業が実施され、しかも、コロナ禍の中にあっても可能な限り住民を巻き込む形で実施されています。一方で、より一層の住民参加型の事業を展開されることを期待します。とりわけ、女性や若者が楽しみながら主体的に参加できる事業の展開、そのための体制・工夫を求めたいと思いま

す。このことは BR の登録要件においても重要な課題となっていますので積極的に取り組まれることを期待します。

個別の事業については、以下の通りです。

① 「自然首都・只見」伝承産品事業（只見町）

只見町が取り組む「伝承産品」の事業は、地域の資源の活用と伝統的な技術の継承を通じ、地域の産物を生み出し、商品化する画期的な取り組みです。生産は小規模でありながらも、確実に伝承産品は品目が増加し、その内容も食品から工芸品まで多岐にわたり、地域活性化の一助になっているものと思われま。現在行っている産品の情報発信を継続するとともに、産品とその背景にある只見の自然環境との関係性などの情報発信を充実されるとよりこの事業はもとより、BR の理念・目的の情報発信につながると思います。また。今後は、さらなる商品開発と共に、開発した商品の定着、販路拡大を支援する必要であり、そのための具体的な手立てを期待します。

② 巨樹・巨木の保護・保全

ナラ枯れ被害は今後も継続して発生するので、守るべき拠点と中～激害地での対策を継続して貴重なナラ林の保全に対する事業予算の確保および只見町と会津森林管理署南会津支所の連携をお願いいたします。引き続き、ナラ枯れ被害対策については専門家の指導・助言を得ながら進めてください。なお、ナラ枯れ対策における薬剤使用については、周辺環境や野生生物に対する影響に注意を払う必要がある必要があります。

③ 只見 BR についての情報発信

只見 BR ホームページ、只見町役場ホームページ、只見町ブナセンターホームページ、また Facebook や YouTube などをも有効活用して、海外にも情報発信いただくことに期待します。

④ そのほか

只見町では農家民泊を通じた滞在型宿泊観光を進めており、これらは BR における観光事業を推進するうえで重要であると考えます。しかし、これに連動した自然観察会、体験学習プログラムが不十分であると思われま。こうしたプログラムは、農家民泊を魅力的にする上でも大切であり、只見町ブナセンター、只見公認自然ガイド、その他団体でプログラムを組み、提供されることを期待します。

3. 国道 289 号八十里越の開設・開通について

国道 289 号八十里越の工事が進み、開通が迫る中で、道路開通が周辺環境に及ぼす影響が危惧され、人と自然との共生を実現する国際モデル地域である BR 地域としてその対策が

急がれ、協議会の諮問を受け、支援委員会が現地視察と検討を行う中で、問題の成立、対策を答申してきたところです。これを受けて、協議会と関係機関が協議を行った結果、解決のための努力が図られることになったことは、只見地域において MAB 計画の BR 事業を進める上で大きな前進と考えます。しかし、国道 289 号八十里越道路の開設に伴う自然環境・生物多様性への影響には未解決の課題が多く、早急に解決することが望まれます。特に現在の「八十里越道路環境検討委員会」においては BR の存在が念頭に置かれて論議されていないように思われます。そこで支援委員会は、その答申において、「八十里越環境検討委員会」へ地元代表者として只見町を参画できるよう提案したところではあります。道路建設における BR 登録地として相応しい自然環境および生物多様性の保護・保全の機会を確保するべく、協議会および只見町には下記の事項について検討いただくことを提案します。

① 協議会推薦の専門家の環境影響検討委員会への参加

環境検討委員会が専門家による委員会であるならば、只見町ないしは協議会が推薦する専門家（BR に精通する生態学者）を委員に加えることを再度検討いただき、これを八十里越道路環境検討委員会事務局に要望してください。

② 環境影響委員会の審議内容の情報公開

現在の環境影響検討委員会の審議内容は、全て開示されるのではなく選択的提供(黒塗りないしは一部消去したコピーの提供)になっています。これは、希少種保護のための情報管理を理由にされていますが、これとは直接関係のない内容まで非公開となっており、協議会として情報の開示を強く求めていると思います。

③ 大型猛禽類の保護

大型猛禽類(イヌワシ、クマタカ等)について、支援委員会からの答申では大型猛禽類(イヌワシ、クマタカ等)の繁殖環境の確保を求めましたが、第 11 回只見ユネスコエコパーク推進協議会ではその具体策は建設主体に任せるという議論にとどまっています。一方で、当該項目に対する福島県南会津建設事務所の回答では、

“・静寂性について、モニタリングの継続により大型猛禽類の繁殖状況を確認し、繁殖が確認された場合、工事工程等の調整により影響の最小化に努める。”

“・営巣地が人間に直視されないような対策について、現在までは工事箇所から直視できる位置での繁殖は確認されていませんが、そのような状況が確認された場合、適切な対策を講じることを検討し、対応してまいります。”となっています。

しかし、八十里越環境検討委員会の資料からは福島県側においてイヌワシペアが 2018 年に工事現場から直視できる極めて近い場所で繁殖行動(営巣、産卵、抱卵、孵化、育雛)を行っていたことが判明しており、また、只見町ブナセンターと支援委員会委員が 2020 年から行った調査でも営巣・繁殖の可能性が確認されています。したがって、当地域においてモニタリングを実施している福島県南会津建設事務所、会津森林管理署南会津支署、只見町ブナ

センターは、モニタリングの結果を共有するとともに、その保護・保全に関する対策を協議すべきです。

④ 両生類について

両生類に関して、答申①-4 に対する対応について、モニタリングと対策（這い上がれない構造、ボックスカルバートへ誘導する構造の設置）を講じるとのことですが、白沢平地区では特に既設のボックスカルバートの間隔が両生類にとっては広く、数も少ないものです。両生類のどの種が道路のどの箇所を横断しているかの調査も必要ですが、這い上がり防止の構造を設けたとしてもサンショウウオ類には数十m以上も経路を変更するほどの移動能力はなく、現状設置されているボックスカルバートに誘導するのは、少なくとも距離的な面では難しいのではないかと予想されます。したがって、ボックスカルバートその他の移動路となる構造物の増設も含めた対策を検討が必要です。現状の道路構造のままであれば、他の地域の例から考えて、開通直後は相当数の両生類の轢死が発生するものと思います。少しでも被害を軽減するために現状把握のためのモニタリングとそれに基づく対策を引き続き強化する必要があります。

支援委員会としても、道路開設に伴う影響を最小化するための具体的な手立てについては専門的な助言を提供するなど協力・支援していく考えであります。協議会においても、只見町を窓口とした交渉を強化し、諸問題の解決に取り組むことを期待します。

4. BR 域内の自然環境の保護・保全について

只見 BR を東西に貫く只見川においては水力発電用のダムが三基設置されており、川を堰き止めた結果、流域で生産された土砂が堆積するという問題が生じ、また河川の流路内では河床の上昇も治水から大きな問題となっていると思われます。こうしたことからダムおよび河川内の堆積土砂を取り除く事業が行われ、その大量の浚渫土砂の置き場が只見町内の蒲生川上流域に設けられ、そのために周辺環境への悪影響が危惧されます。只見町においては、BR 登録地域であり、只見町の野生動植物を保護する条例を有することから、事業主体である電源開発株式会社へ周辺環境への影響防止の要望を提出され、電源開発株式会社もまたこの要望について対応いただいているとのこと。今後、只見町は BR 登録地の管理運営の中核をなし、積極的な自然環境との調和が求められる中、河川およびダムの浚渫残土処理の在り方を検討する必要があるかと思えます。また、蒲生の浚渫土砂置き場については、引き続き電源開発株式会社へ環境モニタリングを行うことを求めるとともに、その結果を協議会および住民に広く公開をすべきと考えます。こうしたプロセスが、地域の自然保護の意識の醸成となるとともに、BR 活動を理解するものとなると期待します。

5. 野生生物の保護・保全について

① 適切な鳥獣管理（ツキノワグマの保護・保全とイノシシ・ニホンジカの管理）

BR登録地域では、野生生物の保護・保全が強く求められるものです。一方、近年、全国各地で野生動物による農林業被害、人的被害が顕在化しており、様々な対策が取られています。只見地域においては、最近の暖冬、少雪の影響とイノシシ、ニホンジカが進出、定着し、個体数を増し、農作物被害も発生していると聞き及んでいます。また、在来のツキノワグマの出没件数も増加しているとされ、問題となっています。こうした中で、全国的にもイノシシについてはその対策の一つとしてイノシシ罠による獣害駆除が実施されていますが、この罠にツキノワグマがかかり、駆除されている事例が多く報告されていると聞きます。こうした錯誤捕獲の場合、ツキノワグマは速やかに放獣することが環境省の指針に示されていますが、実際には、人に危害を及ぼす危険があるとの理由で、殺処分がなされています。元々生息域ではなかったイノシシ、ニホンジカについては、鳥獣被害の観点から適正な鳥獣管理が求められますが、一方、ツキノワグマに関しては、この地域の生態系の重要な構成要素（いわゆるアンブレラ種）であり、生物多様性を保護・保全するユネスコエコパークの理念と目的から適正に管理する必要があります。そのために、只見地域においてもイノシシ罠等によるツキノワグマの錯誤捕獲については、放獣あるいは罠の設置法の改良などで対処していくことが求められます。また、只見町のツキノワグマに関しては、出没件数の報告は只見町ブナセンターと農林建設課からなされていますが、その生態や生息状況に関し科学的な情報は乏しいのが現状です。ツキノワグマの保護・保全を適正に実施する上でも、科学的な調査が必要であり、是非とも取り組んでもらうことを期待します。

② 在来イワナの保護・保全のための調査について

只見地域の在来イワナであるニッコウイワナについても、その生息状況についての科学的な情報が不足しており、地域の内水面漁業振興と遺伝資源の保護・保全の観点からも、支援委員会委員の協力を受けて科学的な調査に取り組んでもらうことを期待します。ニッコウイワナの生息状況調査の成果については、国道289号八十里越の開設・開通の課題解決にもつながるものとして期待します。

6. 定期報告について

定期報告は、過去10年間のBRの活動を総括し、報告するものですが、ややもすれば一般的な事業報告と変更手続きに終始し、BR活動の適正な評価が行われず、その評価が次期の方針に反映されない嫌いがあります。そのため、只見BRの定期報告に当たっては、登録以降の活動すべてについて、地域事情に精通した第三者による適切な評価がなされることを期待します。そうした事業評価の上で、定期報告が作成されることが望ましく、そのことが次の只見BRの発展、国内BRでの差別化、強いては、国際社会での独自性および固有ブランドの確立につながると考えます。

7. BR間の交流推進について

人の接触を介して感染が広がるコロナ禍にあっては、感染対策の観点から人の移動、接触が自ずと制限されます。とりわけ、高齢化が進み、医療体制の貧弱な山間地域では新型コロナウイルス感染拡大は致命的であり、他地域との交流は控えなければならない現実があります。一方、BR自体は域内の活動のみならず、そうした活動実践を公開し、日本ユネスコエコパークネットワーク (JBRN)、東南アジアネットワーク (EABRN)、世界ネットワーク (WBRN) の各レベルでの交流が強く求められます。コロナ禍の困難な状況にあるが、可能で効果的な交流を図るべきであり、そうした意味では只見 BR、みなかみ BR、志賀高原 BR といった隣接地域での交流の実現に力を入れることが有効であると考えられます。また、国際交流についても、コロナ後の早い時期に海外 BR を個別に招聘するなど検討すべきだと考えます。コロナ禍によって、オンラインなど情報発信が多様化したことを受けて、国内だけでなく、海外とも積極的な交流が可能になっていると思います。

8. 事務局体制について

今期の只見 BR 活動報告を見ると、事業は多岐にわたり、仕事量も多いように思われます。加えて、次年度より日本ユネスコエコパークネットワーク (JBRN) の事務局も担当する予定になっています。定期報告の作成も 3 年後に控えており、国道 289 号八十里越の開設に伴う環境改変に対する未解決問題の調整もあります。このような状況の下で只見 BR の活動を円滑かつ効率的に実施するためには、要員の増員と事務局体制の整備・拡充を図ることが必須であると考えます。只見ユネスコエコパーク推進協議会事務局を担当する只見町においては、こうしたことを踏まえ組織の整備と要員の確保を進めていただくことを期待します。

協議事項について

伊北地区非出資漁業協同組合

協議事項名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 魚族在来魚保護と生態系保全の為のカワウの調査、駆除、追払い 2. 魚族（在来魚）保護と生態系保全の為の外来魚（ブラックバス）駆除
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 只見町にカワウが飛来し、その数が増えたのは平成17年頃から滝湖にコロニーを確認。 その後も滝湖、田子倉湖、伊南川でも多く確認され、その食害による被害は甚大なものとなった。しかしながら、その数は年々増加するものの、捕獲数より増殖する数が上回り、魚族の生態系が崩壊して来ているのが現状。 従来からの駆除方法として銃器による駆除と花火等による追払い実践しているが、その作業にあたっては、人件費、船舶借上等、経費が高く、効果を向上させる為の事業継続は難しい課題である。 福島県の環境保護課や内水面漁業連合会による全国一斉の調査や独自調査を実施し、カワウ対策の勉強会にも参加している。 2. 田子倉湖に放る外来魚の個性型は40～50cmを超える大型魚がおり、群生をなして移動しているものも発見されている。その駆除対策として、人口産卵床設置により産卵した卵の死滅作業による繁殖抑制、刺網による捕獲、水中銃、釣りによる捕獲を実行しているが、その数は限りがあるのが現状。 しかしながら、事業継続によりその個体数は減少傾向にあるが絶滅には至らない。 事業継続の為の経費負担に圧迫されているのが現状。 1.2.の事業による魚族生態系保全に係る経費補助をお願いしたい。

只見ユネスコエコパーク支援委員会委員 再任候補者名簿

任期：令和4年3月31日まで

	所属・役職	氏名（敬称略）	専門
1	新潟大学 佐渡自然共生科学センター センター長 / 教授	崎尾 均	森林管理学
2	元新潟大学教授	有田 博之	農業工学
3	公益財団法人ふくしま海洋科学館	春本 宜範	魚類
4	慶應義塾大学 法学部 生物学教室 助教	吉川 夏彦	爬虫両生類
5	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 北海道支所 主任研究員	菊地 賢	生態遺伝
6	(公財)日本自然保護協会参与 オリ根自然センター代表	横山 隆一	自然保護、猛禽類
7	東洋大学 文学部 英米文学科 国際哲学研究センター 准教授	金子 有子	溪畔林、生態遺伝
8	早稲田大学名誉教授	三浦 慎悟	動物生態学

以下、只見ユネスコエコパーク推進協議会会則より抜粋

(只見ユネスコエコパーク支援委員会)

第七条 協議会は、只見ユネスコエコパークの管理・運営に関し、助言や提言を受ける学識経験者などの委員から構成される只見ユネスコエコパーク支援委員会（以下「支援委員会」という）を設けることができる。

2 支援委員会の委員は、協議会が選任するものとする。

3 支援委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によるものとする。

4 支援委員会は、検討すべき課題に関し、複数の部会を設けることができる。

5 協議会は、支援委員会の助言や提言を尊重するように努める。

6 協議会の構成員は個別に実施する只見ユネスコエコパークに関連する事業に関して、支援委員会に支援を求めることができる。